


| | | |
|---|----------------|----------------------------------|
|  | <h1>鳥取県公報</h1> | 平成 30 年 12 月 28 日(金) 号外第 98 号 |
| | | 毎週火・金曜日発行 |

目 次

| | |
|-------|--|
| ◇ 規 則 | 鳥取県税条例等の一部を改正する条例の施行期日を定める規則（73）（税務課）・・・・・・・・ 3 鳥取県税条例施行規則及び鳥取県収入証紙規則の一部を改正する規則（74）（〃）・・・・ 4 |
| ◇ 告 示 | 鳥取県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則による情報通信の技術を利用する方法により行わせ、又は行うこととする申請等及び処分通知等（728）（情報政策課）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 71 |

=====公布された規則のあらまし=====

◇鳥取県税条例施行規則及び鳥取県収入証紙規則の一部を改正する規則

1 規則の改正理由

新税務システムの稼働及び鳥取県税条例の一部改正に伴い、所要の改正を行う。

2 規則の概要

(1) 鳥取県税条例施行規則の一部改正

ア 新税務システムの稼働に伴い、納付書その他の様式を改める。

イ 納税済印について定めた規定中引用する鳥取県税条例の条項を改める。

ウ その他所要の規定の整備を行う。

(2) 鳥取県収入証紙規則の一部改正

計器による表示に用いる印影の形式について定めた規定中引用する鳥取県税条例の条項を改める。

(3) 施行期日等

ア 施行期日は、平成31年1月4日とする。

イ 所要の経過措置を講ずる。

規 則

鳥取県税条例等の一部を改正する条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

平成30年12月28日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第73号

鳥取県税条例等の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

鳥取県税条例等の一部を改正する条例（平成30年鳥取県条例第46号）の施行期日は、平成31年1月4日とする。

鳥取県税条例施行規則及び鳥取県収入証紙規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年12月28日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第74号

鳥取県税条例施行規則及び鳥取県収入証紙規則の一部を改正する規則

(鳥取県税条例施行規則の一部改正)

第1条 鳥取県税条例施行規則(昭和35年鳥取県規則第40号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|--|--|
| <p>(納付書等)</p> <p>第2条の2 条例第2条第1項第10号から第12号までの規定による納付書等は、次に定める様式によるものとする。</p> <p>(1) 条例第2条第1項第10号及び第11号の納付書及び納入書 <u>第1号様式、第1号様式の2、第1号様式の3その6及び第1号様式の3その7</u></p> <p>(2) 略</p> <p>(知事が収納事務を委託した者に納付することができる県税に係る徴収金)</p> <p>第2条の3 条例第6条第1項ただし書に規定する規則で定める徴収金は、次の各号に掲げる徴収金とし、それぞれ当該各号に定める納付書(領収済通知書にバーコードが記載されているものに限る。)により納付するものとする。</p> <p>(1) 個人の事業税及び不動産取得税 <u>第1号様式</u></p> <p>(2) 自動車税 <u>第1号様式の3その6及び第1号様式の3その7</u></p> | <p>(納付書等)</p> <p>第2条の2 条例第2条第1項第10号から第12号までの規定による納付書等は、次に定める様式によるものとする。</p> <p>(1) 条例第2条第1項第10号の納付書</p> <p><u>ア 普通徴収に係る場合 第1号様式、第1号様式の2その1、第1号様式の3その1、第1号様式の3その2、第1号様式の3その4、第1号様式の3その5、第1号様式の3その8、第1号様式の3その9、第1号様式の3その10、第1号様式の3その14、第1号様式の4その1、第1号様式の4その2及び第5号様式の2その1</u></p> <p><u>イ 申告納付に係る場合 第1号様式の2、第1号様式の4その1及び第61号様式</u></p> <p>(2) 条例第2条第1項第11号の納入書 <u>第1号様式の2、第1号様式の4その1及び第61号様式</u></p> <p>(3) 略</p> <p>(知事が収納事務を委託した者に納付することができる県税に係る徴収金)</p> <p>第2条の3 条例第6条第1項ただし書に規定する規則で定める徴収金は、次の各号に掲げる徴収金とし、それぞれ当該各号に定める納付書(領収済通知書にバーコードが記載されているものに限る。)により納付するものとする。</p> <p>(1) 個人の事業税 <u>第1号様式その2、第1号様式の3その2及び第1号様式の4その2</u></p> <p>(2) 不動産取得税 <u>第1号様式の3その5及び第1号様式の4その2</u></p> <p>(3) 自動車税 <u>第1号様式その7、第1号様式の3その8及び第1号様式の3その9</u></p> |

(税額等変更通知書)

第5条の2 所長は、納税通知書を発した後にいて、その記載した事項のうち課税標準、税率又は税額が過大又は過少であるためこれを変更しようとする場合は、第5号様式の2による税額等変更通知書により当該納税者に通知するものとする。ただし、自動車税の税額を変更しようとする場合においては、当該変更により既納の徴収金が過納となるため当該徴収金を還付し、又は充当するときに限り、第17号様式その2による自動車税税額変更・還付(充当)通知書により通知するものとする。

(納税済印)

第44条 条例第134条の16第1項の規則で定める納税済印は、第62号様式のとおりとする。

(更正、決定等に関する通知書)

第49条の2 条例第134条の42の規則で定める通知書は、第63号様式の3のとおりとする。

(自動車税の減免の承認)

第50条の17 略

2 所長は、前項の決定をしたときは、遅滞なく、申請者に次の表の左欄に掲げる申請の区分に応じ、同表の右欄に定める通知書により通知しなければならない。

| 申請 | 通知書 |
|--------------------------|----------------------------------|
| (1) 前条第2項の表第1号及び第3号に係るもの | <u>第1号様式の3その7</u> 又は第64号様式の12その5 |
| 略 | |

様式目次

(1) 通則関係

第1号様式 納付(納入)書(共通)

(税額等変更通知書)

第5条の2 所長は、納税通知書を発した後にいて、その記載した事項のうち課税標準、税率又は税額が過大又は過少であるためこれを変更しようとする場合は、第5号様式の2による税額等変更通知書により当該納税者に通知するものとする。ただし、自動車税の税額を変更しようとする場合においては、当該変更により既納の徴収金が過納となるため当該徴収金を還付し、又は充当するときに限り、第17号様式による自動車税税額変更・還付(充当)通知書により通知するものとする。

(納税済印)

第44条 条例第134条の16の規則で定める納税済印は、第62号様式のとおりとする。

(更正、決定等に関する通知書)

第49条の2 条例第134条の42の規則で定める通知書は、第61号様式のとおりとする。

(自動車税の減免の承認)

第50条の17 略

2 所長は、前項の決定をしたときは、遅滞なく、申請者に次の表の左欄に掲げる申請の区分に応じ、同表の右欄に定める通知書により通知しなければならない。

| 申請 | 通知書 |
|--------------------------|----------------------------------|
| (1) 前条第2項の表第1号及び第3号に係るもの | <u>第1号様式の3その9</u> 又は第64号様式の12その5 |
| 略 | |

様式目次

(1) 通則関係

第1号様式その1 納付書(個人事業税(第2期))
その2 納付書(個人事業税(第2期、コンビニエンスストア対応))
その3 納付書(個人事業税(口座振替))
その4 納付書(不動産取得税(税額変更))
その5 納付書(自動車税(口座振替))
その6 納付書(自動車税(税額変更・督促))

| | |
|--|--|
| <p>第1号様式の2</p> <p><u>その1</u> 納付（納入）書（ゴルフ場利用税（申告納入）、軽油引取税（申告納入、申告納付））</p> <p><u>その2</u> 納付（納入）書（共通（<u>金融機関窓口</u>））</p> | <p><u>その7</u> 納付書（自動車税（税額変更・督促、コンビニエンスストア・クレジット対応））</p> <p>第1号様式の2 <u>その1</u> 納付（納入）書（県民税利子割（更正、決定）、県民税配当割（更正、決定）、県民税株式等譲渡所得割（更正、決定）等）</p> <p><u>その2</u> 納付（納入）書（ゴルフ場利用税（申告納入）、軽油引取税（申告納入、申告納付））</p> <p><u>その3</u> 納付（納入）書（共通）</p> |
| <p>第1号様式の3 <u>その1</u> 納税通知書（個人事業税）</p> <p><u>その2</u> 略</p> <p><u>その3</u> 納税通知書（不動産取得税）</p> <p><u>その4</u> 略</p> <p><u>その5</u> 略</p> <p><u>その6</u> 納税通知書・納付（納入）書（自動車税）</p> <p><u>その7</u> 納税通知書・納付（納入）書兼減免決定通知書（自動車税）</p> <p><u>その8</u> 略</p> <p><u>その9</u> 略</p> <p><u>その10</u> 略</p> <p><u>その11</u> 納税通知書（鉦区税）</p> <p><u>その12</u> 略</p> | <p>第1号様式の3 <u>その1</u> 納税通知書・納付書（個人事業税（一般））</p> <p><u>その2</u> 納税通知書・納付書（個人事業税（コンビニエンスストア対応））</p> <p><u>その3</u> 略</p> <p><u>その4</u> 納税通知書・納付書（不動産取得税（一般））</p> <p><u>その5</u> 納税通知書・納付書（不動産取得税（コンビニエンスストア対応））</p> <p><u>その6</u> 略</p> <p><u>その7</u> 略</p> <p><u>その8</u> 納税通知書・納付書（自動車税（一般））</p> <p><u>その9</u> 納税通知書・納付書（自動車税（コンビニエンスストア・クレジット対応））</p> <p><u>その10</u> 納税通知書・納付書兼減免決定通知書（自動車税（コンビニエンスストア・クレジット対応））</p> <p><u>その11</u> 略</p> <p><u>その12</u> 略</p> <p><u>その13</u> 略</p> <p><u>その14</u> 納税通知書・納付書（鉦区税）</p> <p><u>その15</u> 略</p> |
| <p>第1号様式の4 <u>その1</u> 督促状（一般）</p> | <p>第1号様式の4 <u>その1</u> 督促状・納付（納入）書（一般）</p> <p><u>その2</u> 督促状・納付書（個人事業税、不動産取得税（コンビニエ</p> |

| | |
|---|---|
| | <u>エンズストア対応)</u> |
| <u>その2</u> 略 | <u>その3</u> 略 |
| <u>その3</u> 略 | <u>その4</u> 略 |
| 第1号様式の5～第1号様式の10 略 | 第1号様式の5～第1号様式の10 略 |
| (2) 賦課徴収関係 | (2) 賦課徴収関係 |
| 第2号様式～第5号様式 略 | 第2号様式～第5号様式 略 |
| 第5号様式の2その1 税額等変更通知書(個人事業 税(一般)) | 第5号様式の2その1 税額等変更通知書・納付書 (個人事業税(一般)) |
| その2～その5 略 | その2～その5 略 |
| 第6号様式～第45号様式 略 | 第6号様式～第45号様式 略 |
| (3)～(6) 略 | (3)～(6) 略 |
| (7) ゴルフ場利用税関係 | (7) ゴルフ場利用税関係 |
| 第58号様式～第60号様式 略 | 第58号様式～第60号様式 略 |
| 第61号様式 更正決定通知書(ゴルフ場利用税・加算 金) | 第61号様式 更正決定通知書・納付(納入)書(ゴル フ場利用税、軽油引取税、加算金) |
| (8) 略 | (8) 略 |
| (9) 軽油引取税関係 | (9) 軽油引取税関係 |
| 第63号様式・第63号様式の2 略 | 第63号様式・第63号様式の2 略 |
| 第63号様式の3 <u>更正決定通知書(軽油引取税・加算 金)</u> | |
| (10)～(13) 略 | (10)～(13) 略 |

第2条 鳥取県税条例施行規則の一部を次のように改正する。

第1号様式から第1号様式の4まで、第5号様式の2、第17号様式、第19号様式、第25号様式の3、第50号様式、第53号様式の3、第53号様式の6から第53号様式の8まで、第57号様式の2、第60号様式及び第61号様式を次のように改める。

第1号様式（第2条の2、第2条の3関係）

| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|--|---|------|------|------|------|----|------|-----|----|-----|-----|-----|------|------|------|------|------|------|----|------|------|------|------|------|---|---|---|------|-----|----|-----|-----|-----|------|-----|----|-----|-----|-----|------|------|------|------|------|------|----|------|------|------|------|------|---|---|--|------|-----|----|-----|-----|-----|------|-----|----|-----|-----|-----|------|------|------|------|------|------|----|------|------|------|------|------|---|---|
| <p style="text-align: center;">鳥取県 領収済通知書</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width:15%;">加入者名</td> <td style="width:15%;">鳥取県</td> <td style="width:15%;">税額</td> <td style="width:15%;">納付</td> <td style="width:15%;">納期限</td> <td style="width:15%;">税額</td> </tr> <tr> <td>加入者名</td> <td>鳥取県</td> <td>納付</td> <td>納期限</td> <td>納期限</td> <td>納期限</td> </tr> <tr> <td>登録番号</td> <td>納付番号</td> <td>確認番号</td> <td>納付区分</td> <td>課税年度</td> <td>課税番号</td> </tr> <tr> <td>期別</td> <td>課税年度</td> <td>課税年度</td> <td>課税年度</td> <td>課税年度</td> <td>課税年度</td> </tr> </table> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width:50%; height: 40px;"> 延滞金 申告金 重加算金 小計 延滞金 合計金額 </td> <td style="width:50%;"> 納付(納入)指定日 延滞金の割合が引き上がる日 登録番号 延滞金の割合が引き上がる日 </td> </tr> </table> | 加入者名 | 鳥取県 | 税額 | 納付 | 納期限 | 税額 | 加入者名 | 鳥取県 | 納付 | 納期限 | 納期限 | 納期限 | 登録番号 | 納付番号 | 確認番号 | 納付区分 | 課税年度 | 課税番号 | 期別 | 課税年度 | 課税年度 | 課税年度 | 課税年度 | 課税年度 | 延滞金 申告金 重加算金 小計 延滞金 合計金額 | 納付(納入)指定日 延滞金の割合が引き上がる日 登録番号 延滞金の割合が引き上がる日 | <p style="text-align: center;">納付(納入)書</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width:15%;">加入者名</td> <td style="width:15%;">鳥取県</td> <td style="width:15%;">納付</td> <td style="width:15%;">納期限</td> <td style="width:15%;">納期限</td> <td style="width:15%;">納期限</td> </tr> <tr> <td>加入者名</td> <td>鳥取県</td> <td>納付</td> <td>納期限</td> <td>納期限</td> <td>納期限</td> </tr> <tr> <td>登録番号</td> <td>納付番号</td> <td>確認番号</td> <td>納付区分</td> <td>課税年度</td> <td>課税番号</td> </tr> <tr> <td>期別</td> <td>課税年度</td> <td>課税年度</td> <td>課税年度</td> <td>課税年度</td> <td>課税年度</td> </tr> </table> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width:50%; height: 40px;"> 延滞金 申告金 重加算金 小計 延滞金 合計金額 </td> <td style="width:50%;"> 納付(納入)指定日 延滞金の割合が引き上がる日 登録番号 延滞金の割合が引き上がる日 </td> </tr> </table> | 加入者名 | 鳥取県 | 納付 | 納期限 | 納期限 | 納期限 | 加入者名 | 鳥取県 | 納付 | 納期限 | 納期限 | 納期限 | 登録番号 | 納付番号 | 確認番号 | 納付区分 | 課税年度 | 課税番号 | 期別 | 課税年度 | 課税年度 | 課税年度 | 課税年度 | 課税年度 | 延滞金 申告金 重加算金 小計 延滞金 合計金額 | 納付(納入)指定日 延滞金の割合が引き上がる日 登録番号 延滞金の割合が引き上がる日 | <p style="text-align: center;">領収証書</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width:15%;">加入者名</td> <td style="width:15%;">鳥取県</td> <td style="width:15%;">納付</td> <td style="width:15%;">納期限</td> <td style="width:15%;">納期限</td> <td style="width:15%;">納期限</td> </tr> <tr> <td>加入者名</td> <td>鳥取県</td> <td>納付</td> <td>納期限</td> <td>納期限</td> <td>納期限</td> </tr> <tr> <td>登録番号</td> <td>納付番号</td> <td>確認番号</td> <td>納付区分</td> <td>課税年度</td> <td>課税番号</td> </tr> <tr> <td>期別</td> <td>課税年度</td> <td>課税年度</td> <td>課税年度</td> <td>課税年度</td> <td>課税年度</td> </tr> </table> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width:50%; height: 40px;"> 延滞金 申告金 重加算金 小計 延滞金 合計金額 </td> <td style="width:50%;"> 納付(納入)指定日 延滞金の割合が引き上がる日 登録番号 延滞金の割合が引き上がる日 </td> </tr> </table> | 加入者名 | 鳥取県 | 納付 | 納期限 | 納期限 | 納期限 | 加入者名 | 鳥取県 | 納付 | 納期限 | 納期限 | 納期限 | 登録番号 | 納付番号 | 確認番号 | 納付区分 | 課税年度 | 課税番号 | 期別 | 課税年度 | 課税年度 | 課税年度 | 課税年度 | 課税年度 | 延滞金 申告金 重加算金 小計 延滞金 合計金額 | 納付(納入)指定日 延滞金の割合が引き上がる日 登録番号 延滞金の割合が引き上がる日 |
| 加入者名 | 鳥取県 | 税額 | 納付 | 納期限 | 税額 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 加入者名 | 鳥取県 | 納付 | 納期限 | 納期限 | 納期限 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 登録番号 | 納付番号 | 確認番号 | 納付区分 | 課税年度 | 課税番号 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 期別 | 課税年度 | 課税年度 | 課税年度 | 課税年度 | 課税年度 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 延滞金 申告金 重加算金 小計 延滞金 合計金額 | 納付(納入)指定日 延滞金の割合が引き上がる日 登録番号 延滞金の割合が引き上がる日 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 加入者名 | 鳥取県 | 納付 | 納期限 | 納期限 | 納期限 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 加入者名 | 鳥取県 | 納付 | 納期限 | 納期限 | 納期限 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 登録番号 | 納付番号 | 確認番号 | 納付区分 | 課税年度 | 課税番号 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 期別 | 課税年度 | 課税年度 | 課税年度 | 課税年度 | 課税年度 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 延滞金 申告金 重加算金 小計 延滞金 合計金額 | 納付(納入)指定日 延滞金の割合が引き上がる日 登録番号 延滞金の割合が引き上がる日 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 加入者名 | 鳥取県 | 納付 | 納期限 | 納期限 | 納期限 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 加入者名 | 鳥取県 | 納付 | 納期限 | 納期限 | 納期限 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 登録番号 | 納付番号 | 確認番号 | 納付区分 | 課税年度 | 課税番号 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 期別 | 課税年度 | 課税年度 | 課税年度 | 課税年度 | 課税年度 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 延滞金 申告金 重加算金 小計 延滞金 合計金額 | 納付(納入)指定日 延滞金の割合が引き上がる日 登録番号 延滞金の割合が引き上がる日 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

切り取らないでお出しください。

第1号様式の2その1（第2条の2関係）

(第1片)

(鳥取県) 領 収 済 通 知 書 税 県 税

31 年 月 日 加入者名 口座番号 分

納税ID 年度 所税目 種 別 申告処理区分 CD
課税番号 CD

住所 氏名

| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|---------|---|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|
| 税 | 額 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 延滞金 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 過少申告加算金 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 不申告 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 重加算金 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 合計 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

納期限 年 月 日

鳥取県西加部県税事務所長・出納員 様

| | |
|-----------------|-----------|
| 指 定 金 庫 | 領 収 日 付 印 |
| 機 関 名 (取りまとめ店) | 領 収 日 付 印 |
| 郵便貯金銀行 (取りまとめ店) | 領 収 日 付 印 |

(鳥取県保管)

(第2片)

(鳥取県) 納 付 (納 入) 書 税 県 税

31 年 月 日 加入者名 口座番号 分

納税ID 年度 所税目 種 別 申告処理区分 CD
課税番号 CD

住所 氏名

| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|---------|---|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|
| 税 | 額 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 延滞金 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 過少申告加算金 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 不申告 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 重加算金 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 合計 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

納期限 年 月 日 統轄店 御中

| | |
|-----|-----------|
| 日 計 | 領 収 日 付 印 |
| 口 付 | 領 収 日 付 印 |
| 円 | 領 収 日 付 印 |

(金蔵機関保管)

(第3片表面)

(鳥取県) 領 収 証 書 税 県 税

31 年 月 日 加入者名 口座番号 分

納税ID 年度 所税目 種 別 申告処理区分 CD
課税番号 CD

住所 氏名

| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|---------|---|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|
| 税 | 額 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 延滞金 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 過少申告加算金 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 不申告 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 重加算金 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 合計 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

納期限 年 月 日

上記金額を領収しました。

領 収 日 付 印

(納税者保管)

(第 3 片裏面)

延滞金について

納期限後に県税を納められる場合は、税額(1,000円未満の端数があるとき又はその全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。)に対し、年14.6パーセント(次に掲げる税額のそれぞれの期間については年7.3パーセント)の割合(各年の特例基準割合(当該年の前年に租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下同じ。))が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6パーセントの割合にあっては当該特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあっては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合とする。)をもって、納期限の翌日から納められる日までの日数により計算した金額に相当する延滞金額(100円未満の端数があるとき又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。)を当該税額に加算して納めてください。

1 申告して納付又は納入すべき税金に係るもの

ア 期限後に申告納付又は申告納入する税額

納期限の翌日から1月を経過する日までの期間

イ 更正又は決定による不足税額

当該不足税額の納付期限までの期間又はその

納期限の翌日から1月を経過する日までの期間

2 納税通知書により告知された税額に係るもの

納期限の翌日から1月を経過する日までの期間

払い込むべき場所

鳥取県指定金融機関

鳥取県指定代理金融機関

鳥取県収納代理金融機関

第1号様式の2その2 (第2条の2関係)

(第1片)

| | | | | | | | |
|-------|--|-------|--|---------|--|----------|--|
| (鳥取県) | | 31 | | 納付(納入)書 | | 県税 | |
| 口座番号 | | 加入者名 | | 課税年度 | | 登録番号 | |
| (納付者) | | | | 税目名 | | | |
| | | | | 期別 | | 申告処理区分 | |
| | | | | 所属税目 | | | |
| | | | | 課税番号 | | | |
| | | | | 税額 | | | |
| | | | | 延滞金 | | | |
| | | | | 過少申告加算金 | | | |
| | | | | 不申告加算金 | | | |
| | | | | 重加算金 | | | |
| | | | | 合計 | | | |
| 納期限 | | 領収日付印 | | | | | |
| 課税事務所 | | | | | | | |
| 日計 | | | | | | | |
| | | | | | | (金融機関保管) | |

(第2片)

| | | | | | | | |
|---------------------|--|-------|--|---------|--|---------|--|
| (鳥取県) | | 31 | | 領収済通知書 | | 県税 | |
| 口座番号 | | 加入者名 | | 課税年度 | | 登録番号 | |
| (納付者) | | | | 税目名 | | | |
| | | | | 期別 | | 申告処理区分 | |
| | | | | 所属税目 | | | |
| | | | | 課税番号 | | | |
| | | | | 税額 | | | |
| | | | | 延滞金 | | | |
| | | | | 過少申告加算金 | | | |
| | | | | 不申告加算金 | | | |
| | | | | 重加算金 | | | |
| | | | | 合計 | | | |
| 納期限 | | 領収日付印 | | | | | |
| 課税事務所 | | | | | | | |
| 指定金融機関名 (取りまとめ店) | | | | | | | |
| 郵便貯金銀行 (取りまとめ店) | | | | | | | |
| | | | | | | (鳥取県保管) | |

(第3片)

| | | | | | | | |
|-------|--|-------|--|---------|--|--------------|--|
| (鳥取県) | | 31 | | 領収証書 | | 県税 | |
| 口座番号 | | 加入者名 | | 課税年度 | | 登録番号 | |
| (納付者) | | | | 税目名 | | | |
| | | | | 期別 | | 申告処理区分 | |
| | | | | 所属税目 | | | |
| | | | | 課税番号 | | | |
| | | | | 税額 | | | |
| | | | | 延滞金 | | | |
| | | | | 過少申告加算金 | | | |
| | | | | 不申告加算金 | | | |
| | | | | 重加算金 | | | |
| | | | | 合計 | | | |
| 納期限 | | 領収日付印 | | | | | |
| 課税事務所 | | | | | | | |
| | | | | | | 上記金額を領収しました。 | |
| | | | | | | (納税者保管) | |

(備考) この納付(納入)書は、金融機関の窓口に配置して納付(納入)の用に供すること。

第1号様式の3その1 (第2条の2関係)

鳥取県

納税通知書

下記のとおり納付してください。

住所
氏名

様

鳥取県 県税事務所長

印

年 月 日

| | | | | |
|-------|------|--------|----|-----|
| 納付番号 | 確認番号 | 課税年度 | 所属 | 所得年 |
| 税 目 | 課税番号 | 申告処理区分 | | |
| 個人事業税 | | | | |

| | | | | |
|-----------|-------|-----|-----|---|
| 第1期(随時)税額 | | | | 円 |
| 延 滞 金 | | | | |
| 合 計 | | | | |
| 事業区分 | 課税標準額 | 税 率 | 税 額 | |
| 第 種 | 円 | % | | 円 |
| 第1期(随時)税額 | 円 | 納期限 | | |
| 第2期税額 | | 納期限 | | |

- 課税の根拠
個人の事業税は、地方税法第72条の2及び鳥取県条例第54条の規定により賦課されたものです。
- 延滞金等
納期限までに税金を完納しないときは、その翌日から税金完納の日までの日数に応じ、税額(1,000円未満の端数があるとします)は、その全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。)に対し、年14.6パーセント(当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については年7.3パーセント)の割合(各年の特例基準割合(当該年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下同じ。))が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中において、年14.6パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超えない場合は、年7.3パーセントの割合とする。)で計算した額で徴収します。
また、納期限までに税金を完納しないため督促を受け、かつ、その督促状を交付した日から起算して10日を経過した日までに、この税金に係る徴収金を完納しない場合には滞納処分を受けることとなります。
- 賦課に不服がある場合
納税者は、この県税の賦課について不服がある場合は、この納税通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に行政不服審査法第4条の規定により、知事に審査請求をすることができ、審査請求書は、なるべく県税事務所長を経由して提出してください。
また、この県税の賦課処分の取消しの訴えは、この処分について6か月以内、鳥取県を被告として(訴訟において鳥取県を代表する者は知事となります。)、提起することができます。なお、処分の取消しの訴えは、この処分についての審査請求に対する裁判を経た後であれば提起することはできませんが、次の①から③までのいずれかにかに該当するときは、審査請求に対する裁判を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。
① 審査請求があつた日から3か月を経過しても裁判がないとき。
② 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
③ その他裁判を経ないことにつき正当な理由があるとき。

第1号様式の3その2 (第2条の2関係)

(鳥取県) 納 税 通 知 書 (公 印) 鳥 取 県 納 税 課

口座番号 加入者名

年度 個人事業税

住所

氏名

| 事業区分 | 課税標準額 | | 税率 | 税額 |
|-----------|----------|---|--------------|----|
| | 円 | % | | |
| 第1期(随時)税額 | 円 | | 納期限 (振替日) | |
| 第2期税額 | | | 納期限 (振替日) | |
| 指定預金口座 | 金融機関口座番号 | | | |

年 月 日 印

鳥取県 納税課長

上記のとおり、あなたが指定した金融機関から振り替えます。

預金不足がありませんようお願いいたします。

(備考) この納税通知書は、口座振替の方法により納付される個人事業税について使用すること。

(裏面)

1 課税の趣旨
個人の事業税は、地方税法第72条の2及び鳥取県条例第54条の規定により賦課されたものです。

2 延滞金等
納期限までに税金を完納しないときは、その翌日から税金完納の日までの日数に応じ、税額(1,000円未満の端数があるときはその全額が2,000円未満であるときは、その端数金額)又はその全額を切り捨て、年14.6パーセント(当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については年7.3パーセント)の割合(各年の特例基準割合(当該年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントを加算した割合をいう。以下同じ。))が年7.3パーセントの割合に満たない場合は、その年中においては、年14.6パーセントの割合にあっては当該特例基準割合に年7.3パーセントを加算した割合とし、年7.3パーセントの割合を超えた場合は、年7.3パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントを超えない場合は、年7.3パーセント)とす。また、納期限までに税金を完納しないため督促を受け、かつ、その督促状を交付した日から起算して10日を経過した日までに、この税金に係る徴収金を完納しない場合は滞納処分を受けることとなります。

3 賦課に不服がある場合
納税者は、この県税の賦課について不服がある場合は、この納税通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に行政不服審査法第4条の規定により、知事に審査請求をすることができ、審査請求書は、なるべく県税事務局長を経由して提出してください。

また、この県税の賦課処分取消の訴えは、この処分から起算して6か月以内に、鳥取県を被告として(訴訟において鳥取県を代表する者は知事となります。)提起することができ、なお、処分取消の訴えは、この処分について審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することはできませんが、次の①から③までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。

① 審査請求があつた日から3か月を経過しても裁決がないとき。
② 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
③ その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

第 1 号様式の 3 その 3 (第 2 条の 2 関係)

鳥取県

納税通知書


下記のとおり納付してください。

住 所
氏 名
様

| | | | | |
|------|--------|------|-----|-----|
| 納付番号 | 確認番号 | 課税年度 | 所 属 | 期 別 |
| 税 目 | 不動産取得税 | 課税番号 | 区 分 | |

| | | |
|---------|-------|-----|
| 不動産の種類 | 税 額 | 円 |
| 共有者 | 延滞金 | |
| 持分 | 合 計 | |
| 納 期 限 | 課税標準額 | 税 率 |
| 内 訳 | 課税標準額 | 税 額 |
| 不動産の所在地 | | |

年 月 日

鳥取県 県税事務所長 

1 課税の根拠
この県税は、地方税法第73条の2及び鳥取県条例第76条の規定により賦課されたものです。

2 延滞金等
納期限までに税金を完納しないときは、その翌日から税金完納の日までの日数に応じ、税額(1,000円未満の端数があるときはその全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。)に対し、年14.6パーセント(当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については年7.3パーセント)の割合(各年の特例基準割合(当該年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう以下同じ。)が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6パーセントの割合にあつては、当該特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合)とする。)で計算した額で徴収します。また、納期限までに税金を完納しないため督促を受け、かつその督促状に係る徴収金を完納しない場合は滞納処分を受け、この税金に係る延滞金を完納して10日を経過した日賦課に不服がある場合

3 賦課に不服がある場合
納税者は、この県税の賦課について不服がある場合は、この納税通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に行政不服審査法第4条の規定により、知事に審査請求をするに経過して提出してください。
また、この県税の賦課処分取消しの訴えは、この処分について6か月以内、鳥取県を被告として(訴訟において鳥取県を代表する者は知事となります。)、提起することとなります。なお、処分の取消しの訴えは、この処分については審査請求に対する判決を経た後でなければ提起することはできませんが、次の①から③までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する判決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。
① 審査請求があつた日から3か月を経過しても判決がないとき。
② 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
③ その他判決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

(裏面)

◎課税の根拠

この県税は、地方税法第73条の2及び鳥取県条例第76条の規定により賦課されたものです。

◎延滞金

納期限までに税金を完納しないときは、その翌日から税金完納の日までの日数に応じ、税額(1,000円未満の端数があるとき又はその全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。)に対し、年14.6パーセント(当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については年7.3パーセント)の割合(各年の特例基準割合(当該年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した場合をいう。以下同じ。))が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合)とする。)で計算した額で延滞金を徴収します。

お知らせ

1 賦課に不服がある場合について

納税者は、この県税の賦課について不服がある場合は、この納税通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に行政不服審査法第4条の規定により、知事に審査請求をすることができ、審査請求書は、なるべく県税事務所長を経由して提出していただく。

また、この県税の賦課処分取消しの訴えは、この処分についての審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、鳥取県を被告として(訴訟において鳥取県を代表する者は知事となります。)、提起することができます。なお、処分の取消しの訴えは、この処分についての審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することはできませんが、次の①から③までのいずれかにか該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。

- ① 審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき。
- ② 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
- ③ その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

2 滞納処分について

納期限までに税金を完納しないため督促を受け、かつ、その督促状を発送した日から起算して10日を経過した日までに、この税金に係る徴収金を完納しない場合には滞納処分を受けることになりま

第 1 号様式の 3 その 5 (第 2 条の 2 関係)

(表面)

| 税 納 税 通 知 書 | | | | | |
|---|------------|-----------|---|----------|---|
| 県 税 | | 口座 番号 | | 加入 者名 | |
| 第 号 | (納付者) | | | | |
| 年度 | 住 所 氏 名 | | | | |
| 課 税 客 体 | | 課 税 標 準 額 | | 税 率 | |
| | | | | | |
| 期 別 | 納 期 限 | 税 額 | | | |
| | | 十 | 万 | 千 | 百 |
| | | | | | 十 |
| | | | | | 円 |
| 納付場所 | | | | | |
| <p>上記のとおり納付してください。</p> <p>1 この県税は、地方税法第 条、鳥取県税条例第 条の規定により賦課されたものです。</p> <p>2 納期限までに税金を完納しないときは、その翌日から税金完納の日までの日数に応じ、税額(1,000 円未満の端数があるとき又はその全額が 2,000 円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。)に対し、年 14.6 パーセント(当該納期限の翌日から 1 月を経過する日までの期間については年 7.3 パーセント)の割合(各年の特例基準割合(当該年の前年に租税特別措置法第 93 条第 2 項の規定により告示された割合に年 1 パーセントの割合を加算した割合をいう。以下同じ。))が年 7.3 パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年 14.6 パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年 7.3 パーセントの割合を加算した割合とし、年 7.3 パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年 1 パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年 7.3 パーセントの割合を超える場合には、年 7.3 パーセントの割合)とする。)で計算した額で延滞金を徴収します。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">鳥取県 県税事務所長 印</p> | | | | | |

(備考) この納税通知書は、県たばこ税(普通徴収の方法により徴収する場合に限る。)、狩猟税(普通徴収の方法により徴収する場合に限る。)及び軽油引取税(普通徴収の方法により徴収する場合に限る。)について使用すること。

(裏面)

お知らせ

1 賦課に不服がある場合について

納税者は、この県税の賦課について不服がある場合は、この納税通知書を受け取った日の翌日から起算して 3 か月以内に行政不服審査法第 4 条の規定により、知事に審査請求をすることができます。審査請求書は、なるべく県税事務所長を経由して提出してください。

また、この県税の賦課処分の取消しの訴えは、この処分についての審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内に、鳥取県を被告として（訴訟において鳥取県を代表する者は知事となります。）、提起することができます。なお、処分の取消しの訴えは、この処分についての審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することはできませんが、次の①から③までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。

- ① 審査請求があった日から 3 か月を経過しても裁決がないとき。
- ② 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
- ③ その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

2 滞納処分について

納期限までに税金を完納しないため督促を受け、かつ、その督促状を発付した日から起算して 10 日を経過した日までに、この税金に係る徴収金を完納しない場合には滞納処分を受けることになります。

第1号様式の3その7 (第2条の2、第2条の3、第50条の17関係)

鳥取県 領収済通知書

| | | | | | |
|------|-----|------|--------|----|----|
| 加入者名 | 鳥取県 | 口座番号 | 減免後の税額 | 分類 | 区分 |
| 氏名 | | 支店番号 | | | |
| 住所 | | 納付番号 | | | |
| 氏名 | | 納付区分 | | | |
| | | 課税年度 | | | |
| | | 課税番号 | | | |

納付(納入)書

| | | | | | |
|------|-----|------|------|------|------|
| 加入者名 | 鳥取県 | 口座番号 | 納付番号 | 納付区分 | 納税年度 |
| 氏名 | | 支店番号 | | | |
| 住所 | | 納付番号 | | | |
| 氏名 | | 納付区分 | | | |
| | | 課税年度 | | | |
| | | 課税番号 | | | |

**自動車税納税通知書兼
減免決定通知書兼領収証書**

住所
氏名

年 月 日

鳥取県 県税事務所長 印

(納税者署名)

左記金額を領収しました。

| | |
|--------------------|--|
| 領 収 日 付 印 | |
| 収入 出金 不 要 | |

④ 鳥取県 領収済通知書

| | | | | | |
|------|-----|------|--------|----|----|
| 加入者名 | 鳥取県 | 口座番号 | 減免後の税額 | 分類 | 区分 |
| 氏名 | | 支店番号 | | | |
| 住所 | | 納付番号 | | | |
| 氏名 | | 納付区分 | | | |
| | | 課税年度 | | | |
| | | 課税番号 | | | |

| | | | | | |
|------|-----|------|------|------|------|
| 加入者名 | 鳥取県 | 口座番号 | 納付番号 | 納付区分 | 納税年度 |
| 氏名 | | 支店番号 | | | |
| 住所 | | 納付番号 | | | |
| 氏名 | | 納付区分 | | | |
| | | 課税年度 | | | |
| | | 課税番号 | | | |

| | | | | | |
|------|-----|------|------|------|------|
| 加入者名 | 鳥取県 | 口座番号 | 納付番号 | 納付区分 | 納税年度 |
| 氏名 | | 支店番号 | | | |
| 住所 | | 納付番号 | | | |
| 氏名 | | 納付区分 | | | |
| | | 課税年度 | | | |
| | | 課税番号 | | | |

| | | | | | |
|------|-----|------|------|------|------|
| 加入者名 | 鳥取県 | 口座番号 | 納付番号 | 納付区分 | 納税年度 |
| 氏名 | | 支店番号 | | | |
| 住所 | | 納付番号 | | | |
| 氏名 | | 納付区分 | | | |
| | | 課税年度 | | | |
| | | 課税番号 | | | |

④ 納付(納入)書

| | | | | | |
|------|-----|------|------|------|------|
| 加入者名 | 鳥取県 | 口座番号 | 納付番号 | 納付区分 | 納税年度 |
| 氏名 | | 支店番号 | | | |
| 住所 | | 納付番号 | | | |
| 氏名 | | 納付区分 | | | |
| | | 課税年度 | | | |
| | | 課税番号 | | | |

④ 自動車税納税通知書兼
減免決定通知書兼領収証書

| | | | | | |
|------|-----|------|------|------|------|
| 加入者名 | 鳥取県 | 口座番号 | 納付番号 | 納付区分 | 納税年度 |
| 氏名 | | 支店番号 | | | |
| 住所 | | 納付番号 | | | |
| 氏名 | | 納付区分 | | | |
| | | 課税年度 | | | |
| | | 課税番号 | | | |

④ 領収の用途

この自動車領収書は、地方税法第145条及び鳥取県条例第105条の規定によって課せられたものです。

④ 延滞金
納期限までに税金を完納しなかったときは、その延滞日数に日ごとの日数に応じて、税額(1,000円未満の端数はあるとき又はその金額が2,000円未満であるときは、その端数金額又はその金額を切り捨てる。)に対し、年14.6パーセント(当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については年7.3パーセント)の割合(各年の納期限開始(当該年の前年に当該特別措置法第33条第2項の規定により告示された割合に年1.1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下同じ。)が年7.3パーセントの割合に附いた割合)とし、その年中においては、年14.6パーセントの割合にあっては当該特別措置法第105条第1項第1号に規定した割合とし、年7.3パーセントの割合にあっては当該特別措置法第105条第1項第2号に規定した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合)とする。)で計算した額の延滞金を徴収します。

④ お知らせ

1 減免決定通知書について
次のことが発生した場合には、必ず下記の県税事務所へ連絡してください。
(1) 領収書の金額が変更となったとき。
(2) 手帳の等級の変更があったとき。
(3) 運転免許証の取り消されたとき。
(4) 住所の変更があったとき。
また、虚偽の申請により減免決定を受けた場合は、決定を取り消すことになります。
2 課税額に引当りがある場合について
納税者は、この県税の課税額について不服がある場合は、この納税通知書を受け取った日から起算して3か月以内に行政不服審査法第4条の規定により、知事へ審査請求をすることができます。審査請求は、なるべく県税事務所長を差出して提出してください。
また、この県税の課税額に引当りがある場合は、この領収書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に行政不服審査法第6条の規定により、知事へ審査請求をすることができます。審査請求は、なるべく県税事務所長を差出して提出してください。
3 滞り金について
納期限までに税金を完納しなかったときは、その滞り日数に日ごとの日数に応じて、税額(1,000円未満の端数はあるとき又はその金額が2,000円未満であるときは、その端数金額又はその金額を切り捨てる。)に対し、年14.6パーセント(当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については年7.3パーセント)の割合(各年の納期限開始(当該年の前年に当該特別措置法第33条第2項の規定により告示された割合に年1.1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下同じ。)が年7.3パーセントの割合に附いた割合)とし、その年中においては、年14.6パーセントの割合にあっては当該特別措置法第105条第1項第1号に規定した割合とし、年7.3パーセントの割合にあっては当該特別措置法第105条第1項第2号に規定した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合)とする。)で計算した額の延滞金を徴収します。

④ 領収の用途

この自動車領収書は、地方税法第145条及び鳥取県条例第105条の規定によって課せられたものです。

④ 延滞金
納期限までに税金を完納しなかったときは、その延滞日数に日ごとの日数に応じて、税額(1,000円未満の端数はあるとき又はその金額が2,000円未満であるときは、その端数金額又はその金額を切り捨てる。)に対し、年14.6パーセント(当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については年7.3パーセント)の割合(各年の納期限開始(当該年の前年に当該特別措置法第33条第2項の規定により告示された割合に年1.1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下同じ。)が年7.3パーセントの割合に附いた割合)とし、その年中においては、年14.6パーセントの割合にあっては当該特別措置法第105条第1項第1号に規定した割合とし、年7.3パーセントの割合にあっては当該特別措置法第105条第1項第2号に規定した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合)とする。)で計算した額の延滞金を徴収します。

第 1 号様式の 3 その 8 (第 2 条の 2 関係)

(表面)

納税通知書 (口座振替用)

| | | |
|----------------------------|-------------|-------|
| 自 動 車 税 | 年度 | 年度 |
| 登 録 番 号 | | |
| 課 税 番 号 | | |
| 税 額 | | 円 |
| 納期限 (振替日) | | 年 月 日 |
| 指 定 預 金 口 座 | 金 融 機 関 番 号 | |
| | 金 融 機 関 | |
| | 支 店 名 | |
| | 口 座 番 号 | |

鳥取県 県税事務所長

印

上記のとおり、あなたが指定した金融機関から振り替えます。

年 月 日

(備考) この納税通知書は、口座振替の方法による納付の申出を行った納税者に対する通知に使用すること。

(裏面)

◎課税の根拠

この自動車税は、地方税法第145条及び鳥取県税条例第135条の規定によって課せられたものです。

◎延滞金

納期限までに税金を完納しないときは、その翌日から税金完納の日までの日数に応じ、税額（1,000円未満の端数があるとき又はその全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。）に対し、年14.6パーセント）当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については年7.3パーセント）の割合（各年の特例基準割合（当該年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下同じ。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とする。）で計算した額の延滞金を徴収します。

◎お知らせ

1 賦課に不服がある場合について

納税者は、この県税の賦課について不服がある場合は、この納税通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に行政不服審査法第4条の規定により、知事に審査請求をすることができます。審査請求書は、なるべく県税事務所長を経由して提出してください。

また、この県税の賦課処分の取消しの訴えは、この処分についての審査請求に対する判決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、鳥取県を被告として（訴訟において鳥取県を代表する者は知事となります。）、提起することができます。なお、処分の取消しの訴えは、この処分についての審査請求に対する判決を経た後でなければ提起することはできませんが、次の①から③までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する判決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。

- ① 審査請求があつた日から3か月を経過しても判決がないとき。
- ② 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
- ③ その他判決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

2 滞納処分について

納期限までに税金を完納しないため督促を受け、かつ、その督促状を発付した日から起算して10日を経過した日までに、この税金に係る徴収金を完納しない場合には滞納処分を受けることになります。

3 預金残高等の確認について

納期限までに、預金残高等の確認をお願いします。

第 1 号様式の 3 その 9 (第 2 条の 2 関係)

(表面)

| 自動車税納税通知書 | | | | | | | |
|-----------|-------------|---|---|-----|---|---|-----|
| 県 税 | | | | | | | 第 号 |
| (納付者) | | | | | | | |
| 年度 | 登 録 番 号 | | | 税 率 | | | |
| | | | | | | | |
| | 口 座 振 替 区 分 | | | | | | |
| 税 額 | 百 | 十 | 万 | 千 | 百 | 十 | 円 |
| 納 期 限 | | | | | | | |
| 納 付 場 所 | | | | | | | |

上記のとおり納付してください。

- この自動車税は、地方税法第 145 条並びに鳥取県税条例第 135 条及び第 142 条第 3 項の規定によって課せられたものです。
- この税額については、鳥取県税条例第 9 条第 2 項の規定に基づき、この納税通知書を発した日の翌日から税金完納の日までの日数に応じ、税額 (1,000 円未満の端数があるとき又はその全額が 2,000 円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。) に対し、年 14.6 パーセント (この納税通知書を発した日の翌日から納期限までの期間又はその日の翌日から 1 月を経過する日までの期間については年 7.3 パーセント) の割合 (各年の特例基準割合 (当該年の前年に租税特別措置法第 93 条第 2 項の規定により告示された割合に年 1 パーセントの割合を加算した割合をいう。以下同じ。)) が年 7.3 パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年 14.6 パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年 7.3 パーセントの割合を加算した割合とし、年 7.3 パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年 1 パーセントの割合を加算した割合 (当該加算した割合が年 7.3 パーセントの割合を超える場合には、年 7.3 パーセントの割合) とする。) で計算した額の延滞金を徴収します。

年 月 日

鳥取県 県税事務所長 印

(裏面)

お知らせ

1 賦課に不服がある場合について

納税者は、この県税の賦課について不服がある場合は、この納税通知書を受け取った日の翌日から起算して 3 か月以内に行政不服審査法第 4 条の規定により、知事に審査請求をすることができます。審査請求書は、なるべく県税事務所長を経由して提出してください。

また、この県税の賦課処分の取消しの訴えは、この処分についての審査請求に対する判決の送達を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内に、鳥取県を被告として（訴訟において鳥取県を代表する者は知事となります。）、提起することができます。なお、処分の取消しの訴えは、この処分についての審査請求に対する判決を経た後でなければ提起することはできませんが、次の①から③までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する判決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。

- ① 審査請求があった日から 3 か月を経過しても判決がないとき。
- ② 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
- ③ その他判決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

2 滞納処分について

納期限までに税金を完納しないため督促を受け、かつ、その督促状を発付した日から起算して 10 日を経過した日までに、この税金に係る徴収金を完納しない場合には滞納処分を受けることになります。

第1号様式の3その10（第2条の2関係）

鳥取県

納税通知書（一括納付用）

下記の金額を納期限までに同封の納付書により納付してください。

住 所

氏 名

様

| 納付番号 | 確認番号 | 課税年度 | 所 属 | 期 別 |
|------|-----------|------|-----------|-----|
| | | | | |
| 税 目 | 自動車税 | 課税番号 | 別紙内訳書のとおり | 区 分 |
| 登録番号 | 別紙内訳書のとおり | | | |

| | |
|-------|-------|
| 税 額 | 円 |
| 納 期 限 | 年 月 日 |

年 月 日

鳥取県 県税事務所長

印

◎課税の根拠

この自動車税は、地方税法第145条及び鳥取県条例第135条の規定によって課せられたものです。

◎延滞金

納期限までに税金を完納しないときは、その翌日から税金完納の日までの日数に応じ、税額（1,000円未満の端数があるときは又はその全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。）に対し、年14.6パーセント（当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については年7.3パーセント）の割合（各年の特例基準割合（当該年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下同じ。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合は、その年中においては、年14.6パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合とする。）で計算した額の延滞金を徴収します。

◎お知らせ

1 賦課に不服がある場合について
納税者は、この県税の賦課について不服がある場合は、この納税通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に行政不服審査法第4条の規定により、知事に審査請求をすることができます。審査請求書は、なるべく県税事務所長を経由して提出してください。

また、この県税の賦課処分取消の訴えは、この処分についての審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、鳥取県を被告として（訴訟において鳥取県を代表する者は知事となります。）、提起することができます。なお、処分の取消しの訴えは、この処分についての審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することはできませんが、次の①から③までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。

- ① 審査請求があつた日から3か月を経過しても裁決がないとき。
- ② 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
- ③ その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

2 滞納処分について

納期限までに税金を完納しないため督促を受け、かつ、その督促状を交付した日から起算して10日を経過した日までに、この税金に係る徴収金を完納しない場合には滞納処分を受けることとなります。

| | | | | | | | | | | |
|------------------------------|---------|--|--|-------|------|--------|------|------|--------|--|
| 別紙 年度 自動車税納税通知書（一括納付用）内訳書 | | | | | | | | | | |
| 納税義務者 | 住所又は所在地 | | | 登録番号 | 課税番号 | 税額(税率) | 登録番号 | 課税番号 | 税額(税率) | |
| | 氏名又は名称 | | | | | | | | | |
| 納期限 | | | | 年 月 日 | | | | 計 | | |
| | | | | | | | | 合計 | | |

第 1 号様式の 3 その 11 (第 2 条の 2 関係)

鳥取県

納税通知書

下記のとおり納付してください。

住 所

氏 名

様

| | | | | |
|------|-------|------|-----|-----|
| 納付番号 | 確認番号 | 課税年度 | 所 属 | 期 別 |
| | | | | |
| 税目 | 賦 区 税 | 課税番号 | 区 分 | |
| | | | | |

| | | |
|----------------------|-------|---|
| 課税標準 | 税 額 | 円 |
| 百アール 千メートル | 延 滞 金 | |
| 税 率 百アール 千メートル | 合 計 | |
| 納 期 限 | 円 | |
| 賦 業 権 登 録 番 号 | | |

年 月 日

鳥取県 県税事務所長



- 課税の根拠
この果税は、地方税法第178条及び鳥取県条例第147条の規定により賦課されたものです。
- 延滞金等
納期限までに税金を完納しないときは、その翌日から税金完納の日までの日数に応じ、税額(1,000円未満の端数があるときはその全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。)に対し、年14.6パーセント(当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については年7.3パーセント)の割合(各年の特例基準割合(当該年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下同じ。))が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6パーセントの割合にあっては当該特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあっては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合(当該割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合)とする。)で計算した額で徴収します。
また、納期限までに税金を完納しないため督促を受け、かつ、その督促状を発付した日から起算して10日を経過した日までに、この税金に係る徴収金を完納しない場合は滞納処分を受けることとなります。
- 賦課に不服がある場合
納税者は、この果税の賦課について不服がある場合は、この納税通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に行政不服審査法第4条の規定により、知事に審査請求をすることができ、審査請求書は、なるべく県税事務所長を経由して提出してください。
また、この果税の賦課処分取消しの訴えは、この処分について起算して6か月以内に、鳥取県を被告として(訴訟において鳥取県を代表する者は知事となります。)、提起することができます。なお、処分の取消しの訴えは、この処分についての審査請求に対する裁判を経た後でなければ提起することはできませんが、次の①から③までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁判を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができ、審査請求があつた日から3か月を経過しても裁判がないとき、
① 審査請求があつた日から3か月を経過して著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、
② 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、
③ その他裁判を経ないことにつき正当な理由があるとき。

第 1 号様式の 3 その 12 (第 2 条の 2 関係)

(表面)

| 県が課する固定資産税納税通知書 | | | | | | | | | | | |
|-----------------|------------|----------|--|----------|---|---|---|---|---|---|---|
| 県 税 | | 口座 番号 | | 加入者 名 | | | | | | | |
| 第 号 | (納付者) | | | | | | | | | | |
| 年度 | 住 所 氏 名 | | | | | | | | | | |
| 課 税 客 体 | 課 税 標 準 額 | | | 税 率 | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | |
| 期 別 | 納 期 限 | | | 税 額 | | | | | | | |
| 第 1 期 | | | | 千 | 百 | 十 | 万 | 千 | 百 | 十 | 円 |
| 第 2 期 | | | | | | | | | | | |
| 第 3 期 | | | | | | | | | | | |
| 第 4 期 | | | | | | | | | | | |
| 納 付 場 所 | | | | | | | | | | | |

上記のとおり納付してください。

- 1 この県税は、地方税法第 740 条、鳥取県税条例第 159 条の規定により賦課されたものです。
- 2 納期限までに税金を完納しないときは、その翌日から税金完納の日までの日数に応じ、税額（1,000 円未満の端数があるとき又はその全額が 2,000 円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。）に対し、年 14.6 パーセント（当該納期限の翌日から 1 月を経過する日までの期間については年 7.3 パーセント）の割合（各年の特例基準割合（当該年の前年に租税特別措置法第 93 条第 2 項の規定により告示された割合に年 1 パーセントの割合を加算した割合をいう。以下同じ。）が年 7.3 パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年 14.6 パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年 7.3 パーセントの割合を加算した割合とし、年 7.3 パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年 1 パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年 7.3 パーセントの割合を超える場合には、年 7.3 パーセントの割合）とする。）で計算した額で延滞金を徴収します。

年 月 日

鳥取県 県税事務所長 印

(裏面)

お知らせ

1 賦課に不服がある場合について

納税者は、この県税の賦課について不服がある場合は、この納税通知書を受け取った日の翌日から起算して 3 か月以内に行政不服審査法第 4 条の規定により、知事に審査請求をすることができます。審査請求書は、なるべく県税事務所長を経由して提出してください。

また、この県税の賦課処分の取消しの訴えは、この処分についての審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内に、鳥取県を被告として（訴訟において鳥取県を代表する者は知事となります。）、提起することができます。なお、処分の取消しの訴えは、この処分についての審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することはできませんが、次の①から③までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。

- ① 審査請求があった日から 3 か月を経過しても裁決がないとき。
- ② 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
- ③ その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

2 滞納処分について

納期限までに税金を完納しないため督促を受け、かつ、その督促状を発付した日から起算して 10 日を経過した日までに、この税金に係る徴収金を完納しない場合には滞納処分を受けることになります。

第 1 号様式の 4 その 1 (第 2 条の 4 関係)

鳥取県

督 促 状

下記のとおり滞納となっておりますから納付してください。

住 所

氏 名

様

年 月 日

鳥取県 県税事務所長

印

| | | |
|------|------|------|
| 納付番号 | 確認番号 | 課税年度 |
| 所 属 | 期 別 | |
| 税 目 | | |
| 課税番号 | 区 分 | |

| | | | |
|------------|-------|---------|---|
| 法定納期限 | 年 月 日 | 税 額 | 円 |
| 延滞金の割合が引き上 | | 申告加算金 | 円 |
| がる日 | 年 月 日 | 重 加 算 金 | 円 |
| 登録番号 | | 小 計 | 円 |
| 納付(納入)指定日 | 年 月 日 | 延 滞 金 | 円 |
| | | 合 計 | 円 |
| 納 期 限 | 年 月 日 | | |

完納された後、この督促状が届いた場合は、行き違いですのであしからず御了承ください。

1 滞納処分について

督促状を発送した日から起算して10日を経過した日までに完納されな

いときは、滞納処分を受けることとなります。

2 この督促について不服がある場合は、督促状を受け取った日の翌日

から起算して3か月以内に、行政不服審査法第4条の規定により、知

事に審査請求をすることができます。審査請求書は、なるべく県税事

務所長を経由して提出してください。

また、この督促の取消しの訴えは、この督促についての審査請求に

対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、鳥取

県を被告として(訴訟において鳥取県を代表する者は知事となりま

す。提起することができず。なお、督促の取消しの訴えは、こ

の督促についての審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起する

ことはできませんが、次の①から③までのいずれかに該当するときは、

審査請求に対する裁決を経ないで督促の取消しの訴えを提起する

ことができます。

① 審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき。

② 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避け

るため緊急の必要があるとき。

③ その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

3 延滞金について

納期限後に県税を納められる場合は、税額(1,000円未満の端数が

あるとき又はその全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又

はその全額を切り捨てる。)に対し、年14.6パーセント(次に掲げる

税額のそれぞれ別の期間については年7.3パーセント)の割合(各年の

特別基準割合(当該年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定に

より告示された割合)が年7.3パーセントの割合を加算した場合をい

う。以下同じ。)が年14.6パーセントの割合に満たない場合は、その年

中において、年7.3パーセントの割合を加算し、年7.3パーセントの割

合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割

合にあっては鳥取県税条例第9条第1項の表の左欄(1)の同表の中欄

オ及びカ並びに同表の左欄(3)の同表の中欄オに掲げる税額につい

ては当該特別基準割合、その他の税額については当該特別基準割合に年

1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセ

ントの割合を超える場合は、年7.3パーセントの割合とする。)を

もって、納期限の翌日から納められる日までの日数により計算した金

額に相当する延滞金額(100円未満の端数があるとき又はその全額が

1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨て

る。)を当該税額に加算して納めてください。

(1) 申告して納付又は納入すべき税金に係るもの

7 納期限の翌日から1月を経過する日までの期間

イ 更正又は決定による不足税額

(2) 納期限の翌日から1月を経過する日までの期間

第 1 号様式の 4 4 その 2 (第 2 条の 4 関係)

鳥取県

督 促 状

あなたの自動車税が上記のとおり未納となっておりますので、直ちに納めてください。

住 所
氏 名

様

| | | |
|---------|---------|------|
| 納付番号 | 確認番号 | 課税年度 |
| 所 属 | 期 別 | |
| 税 目 | 課税番号 | |
| 自 動 車 税 | | |
| 区 分 | 登 録 番 号 | |

| | |
|---------------|---|
| 税 額 | 円 |
| 納 期 限 | 円 |
| 延滞金の割合が引き上がる日 | 円 |

年 月 日

鳥取県 県税事務所長



この督促状を受け取られたときまでに納付しておられましたら、行き違いですので、あしからず御了承ください。

おしらせ

- 1 滞納処分について
督促状を発した日から起算して 10 日を経過した日までに完納されないときは、滞納処分を受けることとなります。
督促に不服がある場合について
この督促について不服がある場合は、この督促状を受け取った日の翌日から起算して 3 か月以内に、行政不服審査法第 4 条の規定により、知事に審査請求をすることができ、審査請求書は、なるべく県税事務所長を経由して提出してください。
また、この督促の取消しの訴えは、この督促についての審査請求に対する判決の送達を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内に、鳥取県を被告として（訴訟において鳥取県を代表する者は知事となります。）、提起することができ、なお、督促の取消しの訴えは、この督促についての審査請求に対する判決を経た後でなければ提起することはできませんが、次の①から③までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する判決を経ないで督促の取消しの訴えを提起することができます。
① 審査請求があった日から 3 か月を経過しても判決がないとき。
② 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
③ その他判決を経ないことにつき正当な理由があるとき。
- 3 延滞金について
延滞金は、納期限までに税金を完納しないときに、その翌日から完納の日までの日数に応じ、年 14.6 パーセント（当該納期限の翌日から 1 月を経過する日までの期間については年 7.3 パーセント）の割合（各年の特例基準割合（当該年の前年に租税特別措置法第 93 条第 2 項の規定により告示された割合に年 1 パーセントの割合を加算した割合をいう。以下同じ。）が年 7.3 パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年 14.6 パーセントの割合にあっては当該特例基準割合に年 7.3 パーセントの割合を加算した割合とし、年 7.3 パーセントの割合にあっては当該特例基準割合に年 1 パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年 7.3 パーセントの割合を超える場合には、年 7.3 パーセントの割合とする。）で計算されます。

第 1 号様式の 4 その 3 (第 2 条の 4 関係)

(表面)

| | | | |
|--|---|-----|-------|
| 市 町 郡 村 (納税者の氏名) 様 | | | |
| 第 号 | 督 促 状 | | |
| 年度 | 税 目 | | 納 期 限 |
| 税 額 | 円 | | |
| 加算金 | 円 | 加算金 | 円 |
| 延 滞 金 | 納期限の翌日から納付の日までの期間に応じ、税額 (1,000 円未満の端数があるとき又はその全額が 2,000 円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。) に対し、年 14.6 パーセント (から までの期間については年 7.3 パーセント) の割合 (各年の特例基準割合 (当該年の前年に租税特別措置法第 93 条第 2 項の規定により告示された割合に年 1 パーセントの割合を加算した割合をいう。以下同じ。) が年 7.3 パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年 14.6 パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年 7.3 パーセントの割合を加算した割合とし、年 7.3 パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年 1 パーセントの割合を加算した割合 (当該加算した割合が年 7.3 パーセントの割合を超える場合には、年 7.3 パーセントの割合) とする。) で計算した金額 | | |
| 上記のとおり滞納となっていますから、至急納付してください。 年 月 日 | | | |
| 鳥取県 県税事務所長 | | | 印 |

(備考) この督促状は、自動車税 (証紙徴収の方法によって徴収することができない場合に限る。)、自動車取得税 (更正又は決定による場合に限る。) 及び狩猟税 (普通徴収の方法により徴収する場合に限る。) に係る督促について使用すること。

(裏面)

| 納 付 場 所 | |
|------------|--|
| | <p>おしらせ</p> <p>1 完納されない場合について</p> <p>督促状を発した日から起算して 10 日を経過した日までに完納されないときは、財産の差押えを受けなければならないこととなります。</p> <p>2 督促に不服がある場合について</p> <p>この督促について不服がある場合は、この督促状を受け取った日の翌日から起算して 3 か月以内に行政不服審査法第 4 条の規定により、知事に審査請求をすることができます。審査請求書は、なるべく県税事務所長を経由して提出してください。</p> <p>また、この督促の取消しの訴えは、この督促についての審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内に、鳥取県を被告として（訴訟において鳥取県を代表する者は知事となります。）、提起することができます。なお、督促の取消しの訴えは、この督促についての審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することはできませんが、次の①から③までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで督促の取消しの訴えを提起することができます。</p> <p>① 審査請求があった日から 3 か月を経過しても裁決がないとき。</p> <p>② 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。</p> <p>③ その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。</p> |

第 5 号様式の 2 その 2 (第 5 条の 2 関係)

(表面)

(鳥取県)

税 額 等 変 更 通 知 書 (公)

県 税

| | | | |
|------------|--|------------|--|
| 口 座 番 号 | | 加 入 者 名 | |
|------------|--|------------|--|

| | |
|----|-----------|
| 年度 | 個 人 事 業 税 |
|----|-----------|

住所

氏名

| 区 分 | 課税標準額 | 年 税 額 | 内 訳 | | |
|---------------|--------------------|-------|-----------------|---------|---------|
| | | | 第 1 期 分 | 第 2 期 分 | 随 時 分 |
| 課 税 年 度 | | | 所 得 年 | | 課 税 番 号 |
| | 千 円 | 円 | 年 | | |
| 通知済の 税 額 等 | | | 円 | 円 | 円 |
| 変更した 税 額 等 | | | | | |
| 差 引 額 | | | | | |
| 変 更 の 理 由 | | | 納 期 限 (振 替 日) | | |
| 指定預 金口座 | 金 融 機 関 口 座 番 号 | | | | |

さきに通知した税額を上記のとおり変更しました。

年 月 日
鳥取県 県税事務所長 [印]

この変更により税額が増加した場合には、あなたが指定した金融機関から振り替えますので、預金不足がありませんようお願いいたします。

(備考) この税額等変更通知書は、口座振替の方法により納付する個人事業税について使用すること。

(裏面)

1 課税の根拠

個人の事業税は、地方税法第 72 条の 2 及び鳥取県税条例第 54 条の規定により賦課されたものです。

2 延滞金等

納期限までに税金を完納しないときは、その翌日から税金完納の日までの日数に応じ、税額（1,000 円未満の端数があるとき又はその全額が 2,000 円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。）に対し、年 14.6 パーセント（当該納期限の翌日から 1 月を経過する日までの期間については年 7.3 パーセント）の割合（各年の特例基準割合（当該年の前年に租税特別措置法第 93 条第 2 項の規定により告示された割合に年 1 パーセントの割合を加算した割合をいう。以下同じ。）が年 7.3 パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年 14.6 パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年 7.3 パーセントの割合を加算した割合とし、年 7.3 パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年 1 パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年 7.3 パーセントの割合を超える場合には、年 7.3 パーセントの割合）とする。）で計算した額で徴収します。

また、納期限までに税金を完納しないため督促を受け、かつ、その督促状を発付した日から起算して 10 日を経過した日までに、この税金に係る徴収金を完納しない場合には滞納処分を受けることとなります。

3 賦課に不服がある場合

納税者は、この県税の賦課について不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して 3 か月以内に行政不服審査法第 4 条の規定により、知事に審査請求をすることができます。審査請求書は、なるべく県税事務所長を経由して提出してください。

また、この県税の賦課処分の取消しの訴えは、この処分についての審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内に、鳥取県を被告として（訴訟において鳥取県を代表する者は知事となります。）、提起することができます。なお、処分の取消しの訴えは、この処分についての審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することはできませんが、次の①から③までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。

- ① 審査請求があった日から 3 か月を経過しても裁決がないとき。
- ② 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
- ③ その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

第 5 号様式の 2 その 3 (第 5 条の 2 関係)

鳥取県

税額等変更通知書

さきに通知した税額等を下記のとおり変更しました。

住 所
氏 名
様

| | | | | | |
|------|--------|------|-----|-----|--|
| 納付番号 | 確認番号 | 課税年度 | 所 属 | 期 別 | |
| 税 目 | 不動産取得税 | 課税番号 | | 区分 | |

| 区 分 | 通知済の税額等 | 変更済の税額等 | 差引増減額 |
|------------|---------|---------|-------|
| 課 税 標準額 | %適用額 | | |
| | %適用額 | | |
| 減額・減免等金額 | | | |
| 税 額 | | | |
| 変更の理由 | | | |

年 月 日

鳥取県 県税事務所長 印

お知らせ
1 賦課に不服がある場合
納税者は、この県税の賦課について不服がある場合は、この納税通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に行政不服審査法第4条の規定により、知事に審査請求をすることができ、審査請求書は、なるべく県税事務所長を経由して提出してください。
また、この県税の賦課処分取消の訴えは、この処分から起算して6か月以内に、鳥取県を被告として(訴訟において鳥取県を代表します。なお、処分の取消しを提起することについては審査請求に対する裁決を経なければ提起することにはできませんが、次の①から③までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。
① 審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき。
② 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
③ その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。
2 未納額がある場合について
税額変更後に未納税額がある場合は同封の納付書で納めてください。なお、未納税額がない場合は、納付書は同封しておられません。
3 通知済の税額を既に納付している場合について
この税額変更により、既に納付された金額が変更後の税額より過大となる場合には、差額を還付します。後日、過誤納金還付(充当)通知書をお送りしますので、指定された方法で還付金をお受け取りください。

第5号様式の2その4（第5条の2関係）

| 税 税 額 等 変 更 通 知 書 | | | | |
|--|------------|---------------|-------|-------|
| 住 所 氏 名 さきに納税通知書で通知した 税の税額等を次のとおり変更しました。 年 月 日 | | | | |
| 鳥取県 県税事務所長 印 | | | | |
| 年度 | 課 税 番 号 | 第 号 | 納 期 限 | 第 1 期 |
| | | | | 第 2 期 |
| | | | | 随 時 |
| 区 分 | すでに通知済の税額等 | 変 更 し た 税 額 等 | 差 引 | |
| | | | 増 | 減 |
| 課 税 標 準 | | | | |
| 税 率 | | | | |
| 年 税 額 | 円 | 円 | 円 | 円 |
| 内 訳 | | | | |
| | | | | |
| 変 更 の 理 由 | | | | |
| <p>お知らせ</p> <p>この県税の賦課について不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に、行政不服審査法第4条の規定により、知事に審査請求をすることができます。審査請求書は、なるべく県税事務所長を経由して提出してください。</p> <p>また、この県税の賦課処分の取消しの訴えは、この処分についての審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、鳥取県を被告として（訴訟において鳥取県を代表する者は知事となります。）、提起することができます。なお、処分の取消しの訴えは、この処分についての審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することはできませんが、次の①から③までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。</p> <p>① 審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき。</p> <p>② 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。</p> <p>③ その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。</p> | | | | |

（備考） この税額等変更通知書は、県たばこ税（普通徴収の方法により徴収する場合に限る。）、自動車税（証紙徴収の方法によって徴収できない場合に普通徴収の方法により徴収する場合に限る。）、鉾区税、狩猟税（普通徴収の方法により徴収する場合に限る。）、県が課する固定資産税及び軽油引取税（普通徴収の方法により徴収する場合に限る。）について使用すること。

第 5 号様式の 2 その 5 (第 5 条の 2 関係)

鳥取県

税額等変更通知書

さきに通知した税額等を下記のとおり変更しました。

住 所
氏 名
様

| | | | | |
|------|------|------|-----|-----|
| 納付番号 | 確認番号 | 課税年度 | 所 属 | 期 別 |
| | | | | |
| 税 目 | 自動車税 | 登録番号 | 区 分 | |

| | |
|--------|--|
| 通知済の税額 | |
| 変更後の税額 | |
| 差引増減額 | |
| 変更の理由 | |
| 納 期 限 | |

年 月 日

鳥取県 県税事務所長 **印**

お知らせ

1 賦課に不服がある場合
 納税者は、この県税の賦課について不服がある場合は、この納税通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に行政不服審査法第4条の規定により、知事に審査請求をすることが出来ます。審査請求書は、なるべく県税事務所長を経由して提出してください。

また、この県税の賦課処分取消しの訴えは、この処分から起算して6か月以内に、鳥取県を被告として(訴訟において鳥取県を代表する者は知事となります。)、提起することが出来ます。なお、処分の取消しの訴えは、この処分についての審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することにはできませんが、次の①から③までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。

① 審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき。
 ② 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
 ③ その他裁決を経ないことにつき正当な理由があると見るとき。

2 未納額がある場合について
 税額変更後に未納税額がある場合は同封の納付書で納めてください。なお、未納税額がない場合は、納付書は同封しておりません。

第17号様式その1 (第20条関係)

年 月 日

県 税 還 付 (充 当) 通 知 書

鳥取県 県税事務所長 印

下記のとおり県税を還付(充当)します。

| | | | | | |
|---------|--|---------|--|--------|--|
| 課税年度 | | 税 目 | | 申告処理区分 | |
| 期 別 | | | | 確定申告日 | |
| 支出区分 | | 納 期 限 | | 減額更正日 | |
| 処 理 日 | | 課 税 番 号 | | 更正請求日 | |
| 還 付 番 号 | | | | 中間申告期限 | |
| 還 付 事 由 | | | | 所得税更正日 | |
| | | | | | |
| | | | | | |

| 還 付 発 生 額 | | | | | | | | | | |
|---------------|-----------------|------|-----|--------|-----------|-----------|---------|-------|---------|-----------|
| 納付(入)日 | 本 税 | | | | 延 滞 金 | 申 告 加 算 金 | 重 加 算 金 | | | 計 |
| | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | |
| 計 | | | | | | | | | | |
| 正 当 額 | | | | | | | | | | |
| 還 付 額 | | | | | | | | | | (ア) |
| 還 付 加 算 金 | 基礎税額 | 始 期 | 終 期 | 日 数 | 還 付 加 算 金 | 基礎税額 | 始 期 | 終 期 | 日 数 | 還 付 加 算 金 |
| | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | |
| | 還 付 加 算 金 の 合 計 | | | | | | | | | (イ) |
| 還 付 額 (ア)+(イ) | | | | | | | | | (ウ) | |
| 充 当 処 理 | | | | | | | | | | |
| 税 目 | 年度 | 課税番号 | 期 別 | 申告処理区分 | 充 当 日 | 本 税 | 延 滞 金 | 加 算 金 | 重 加 算 金 | 計 |
| | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | |
| 充 当 額 の 合 計 | | | | | | | | | (エ) | |

| | | | |
|----|--|-----------|-----------|
| 年度 | | 差 引 還 付 額 | (ウ) - (エ) |
|----|--|-----------|-----------|

住 所

氏 名

還付金の受取方法等については、裏面を御覧ください。

| | | |
|---------|---------|---------|
| 口 座 振 込 | 金 融 機 関 | |
| | 預金の種類 | 口 座 番 号 |
| | | |

(備考)口座振込により還付するときは、年度の項中「年度 」とあるのは、「年度 還付日 年月日」とする。

第 17 号様式その 2 (第 5 条の 2、第 20 条関係)

(表面)

年 月 日

自動車税税額変更・還付(充当)通知書

鳥取県 県税事務所長 印

下記のとおり県税を減額・還付(充当)します。

| | | | | | |
|--------|--|-------|--|--------|--|
| 課税年度 | | 税目 | | | |
| 期別 | | | | | |
| 支出区分 | | 納期限 | | | |
| 処理日 | | 課税番号 | | | |
| 還付番号 | | | | | |
| 還付事由 | | 登録番号 | | | |
| | | 変更の理由 | | | |
| 変更前の税額 | | 変更税額 | | 変更後の税額 | |

| 還付発生額 | | | | | | | | | | |
|--------------|------|----|----|-------|-------|-------|----|------|----|-------|
| 納付(入)日 | 本 税 | | | 延 滞 金 | | 申告加算金 | | 重加算金 | | 計 |
| | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | |
| 計 | | | | | | | | | | |
| 正当額 | | | | | | | | | | |
| 還付額 | | | | | | | | | | (ア) |
| 還付加算金 | 基礎税額 | 始期 | 終期 | 日数 | 還付加算金 | 基礎税額 | 始期 | 終期 | 日数 | 還付加算金 |
| | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | |
| 還付加算金の合計 | | | | | | | | | | (イ) |
| 還付額(ア) + (イ) | | | | | | | | | | (ウ) |

| 充 当 処 理 | | | | | | | | | | |
|-------------|----|------|----|--------|-----------------------|-----|-----|-----|------|-----|
| 税目 | 年度 | 課税番号 | 期別 | 申告処理区分 | 充 当 適 状 日 | 本 税 | 延滞金 | 加算金 | 重加算金 | 計 |
| | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | |
| 充 当 額 の 合 計 | | | | | | | | | | (エ) |

| | | | |
|----|--|-------|-----------|
| 年度 | | 差引還付額 | (ウ) - (エ) |
|----|--|-------|-----------|

| | |
|--|---|
| | 様 |
|--|---|

還付金の受取方法等については、
裏面を御覧ください。

| | | |
|------|---------|------|
| 口座振込 | 金 融 機 関 | |
| | 預金の種類 | 口座番号 |
| | | |

(裏面)

《 お 知 ら せ 》

この県税の賦課について不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に行政不服審査法第4条の規定により、知事に審査請求をすることができます。審査請求書は、なるべく県税事務所長を経由して提出してください。

また、この県税の賦課処分の取消しの訴えは、この処分についての審査請求に対する判決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、鳥取県を被告として（訴訟において鳥取県を代表する者は知事となります。）、提起することができます。なお、処分の取消しの訴えは、この処分についての審査請求に対する判決を経た後でなければ提起することはできませんが、次の①から③までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する判決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。

- ① 審査請求があった日から3か月を経過しても判決がないとき。
- ② 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
- ③ その他判決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

第19号様式（第21条、第22条関係）

（第1片）

現金領収証書原符

No.

| | | | | | | | | | | | | | |
|--------------------------|------|-------------|--------|--------|------|------------------|-------------|---|------------------|--------|---------|------|--|
| 納付（納入）者 住所・所在地 | | 様 | | | | | | | | | | 総計金額 | |
| 納付（納入）者 氏名・名称 | | | | | | | | | | | | | |
| 領票ID | 課税年度 | 所属 税目二一卜 | 期 別 | 申告処理区分 | 課税番号 | 重 加 算 金 | 延 滞 金 | 満 少 ・ 不 申 告 加 算 金 | 重 加 算 金 | 税 目 | 自動車登録番号 | | |
| 税 額 | | | | | | | | | | | | 合 計 | |
| 領票ID | 課税年度 | 所属 税目二一卜 | 期 別 | 申告処理区分 | 課税番号 | 重 加 算 金 | 延 滞 金 | 満 少 ・ 不 申 告 加 算 金 | 重 加 算 金 | 税 目 | 自動車登録番号 | | |
| 税 額 | | | | | | | | | | | | 合 計 | |
| 領票ID | 課税年度 | 所属 税目二一卜 | 期 別 | 申告処理区分 | 課税番号 | 重 加 算 金 | 延 滞 金 | 満 少 ・ 不 申 告 加 算 金 | 重 加 算 金 | 税 目 | 自動車登録番号 | | |
| 税 額 | | | | | | | | | | | | 合 計 | |
| 備 考 | | | | | | | | | | | | | |
| 上記金額を領収しました。 | | | | | | | | | | | | | |
| 年 月 日 | | | | | | | | | | | | | |
| 鳥取県 部県税事務所出納員 所属分任出納員 | | | | | | | | | | | | | |

(第2片)
領 収 済 報 告 書 (県税事務所用)

No.

| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|-------------------|------|---------|---|---|-----|--------|------|-----|---------|-----|--------------------------|--------|------|---------|---------|-----|---------|-----|-----|--------|------|---------|---------|-----|---------|--|--|--|--|--|--|--|
| 納付(納入)者 住所・所在地 | | | | | | | | | | | 様 | | | | | | | | | | | 総 計 金 額 | | | | | | | | | | |
| 納付(納入)者 氏名・名称 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | 円 | | | | | | | | | | |
| 帳票ID | 課税年度 | 所屬税目コード | 期 | 別 | 延滞金 | 申告処理区分 | 課税番号 | 税 目 | 自動車登録番号 | 税 額 | 延滞金 | 申告処理区分 | 課税番号 | 重 加 算 金 | 重 加 算 金 | 合 計 | 自動車登録番号 | 税 額 | 延滞金 | 申告処理区分 | 課税番号 | 重 加 算 金 | 重 加 算 金 | 合 計 | 自動車登録番号 | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 帳票ID | 課税年度 | 所屬税目コード | 期 | 別 | 延滞金 | 申告処理区分 | 課税番号 | 税 目 | 自動車登録番号 | 税 額 | 延滞金 | 申告処理区分 | 課税番号 | 重 加 算 金 | 重 加 算 金 | 合 計 | 自動車登録番号 | 税 額 | 延滞金 | 申告処理区分 | 課税番号 | 重 加 算 金 | 重 加 算 金 | 合 計 | 自動車登録番号 | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 帳票ID | 課税年度 | 所屬税目コード | 期 | 別 | 延滞金 | 申告処理区分 | 課税番号 | 税 目 | 自動車登録番号 | 税 額 | 延滞金 | 申告処理区分 | 課税番号 | 重 加 算 金 | 重 加 算 金 | 合 計 | 自動車登録番号 | 税 額 | 延滞金 | 申告処理区分 | 課税番号 | 重 加 算 金 | 重 加 算 金 | 合 計 | 自動車登録番号 | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 備 考 | | | | | | | | | | | 上記金額を領収しました。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 年 月 日 | | | | | | | | | | | 鳥取県 部県税事務所出納員 所属分任出納員 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

第 25 号様式の 3 (第 28 条の 2 関係)

滞 納 整 理 票

| | | | | | | | |
|-------|--|------|--|-------|--|---------|--|
| フリガナ | | | | | | | |
| 氏名/名称 | | | | | | | |
| 所在地 | | | | 住所コード | | 約束 | |
| 郵便番号 | | 電話番号 | | 携帯番号 | | 生/設立年月日 | |
| 送付先 | | | | | | | |

| | | | | |
|-----|------|------|-----|--------|
| 事務所 | 課税番号 | 課税年度 | 期 別 | 申告処理区分 |
| | | | | |

| | | | | | |
|--------|----------|-------|--------|---------|--------|
| 法定納期限 | 災害延長期限 | 指定納期限 | 法定納期限等 | 申告決議年月日 | 督促状発付日 |
| 10日経過日 | 特例基準割合期間 | | | | |

| | | | |
|-------|-----|-------|-----|
| 未 納 額 | 未納額 | 重加未納額 | 当初額 |
| | | | |

| | |
|---|--|
| (自動車税における登録番号・所有車情報など、滞納整理に必要な情報を記載する欄) | |
|---|--|

| 当 初 調 定 額 | | | | | | | | |
|-----------|--------|----|-------|--------|----|-------|--------|----|
| 本 税 | | | 申告加算金 | | | 重加算金 | | |
| 減額年月日 | 減額後調定額 | 区分 | 減額年月日 | 減額後調定額 | 区分 | 減額年月日 | 減額後調定額 | 区分 |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |

| 納 付 状 況 | | | | | | | |
|---------|------|-------|-------|-------|------|--------|--------|
| 領収年月日 | 収納区分 | 本税納付額 | 本税未納額 | 領収年月日 | 収納区分 | 延滞金納付額 | 延滞金未納額 |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |

| | | | | | | | |
|----|-------|------|----|-----|------|------|--------|
| | 催 告 書 | 差押予告 | | 差 押 | 参加差押 | 交付要求 | 繰上徴収期限 |
| 発付 | | | 決議 | | | | |
| 期限 | | | 解除 | | | | |

| 納付計画 | | | |
|-------|-------|-------|-------|
| 年 月 日 | 予 定 額 | 年 月 日 | 予 定 額 |
| | | | |
| | | | |
| | | | |

| |
|---------|
| 納税誓約年月日 |
|---------|

| 猶 予 ・ 停 止 | | | |
|-----------|------|------|------|
| 猶予事由 | | | |
| 猶予決議日 | 猶予始期 | 猶予終期 | 猶予取消 |
| | | | |

| 滞 納 処 分 費 | |
|-----------|--|
| 調定日 | |
| 調定額 | |
| 収納額 | |
| 未納額 | |

| |
|---------|
| 滞納者関連記事 |
|---------|

第53号様式の3 (第35条の3、第37条の2関係)

(表面)

| 法人県民税・法人事業税 地方法人特別税・加算金 | | 更正決定通知書 | | | | | |
|-----------------------------------|----------------------------------|--------------------------|--------|-------------|--------------------|--|---|
| 住所 氏名 | | 職氏名 <input type="text"/> | | | | | |
| 通知番番号 | | 管理番号 | | 事業年度 | 年 月 日から 年 月 日まで | | |
| 区 分 | | 課税標準額(本県分) | 税額 | 均等割額 | 還付利子割額 | | |
| 法人県民税 | 更正(決定)額 | 千円 | 円 | 円 | / | | |
| | 既申告(更正・決定)額 | | | | | | |
| | 差引不足税額等 | | | | | 円 | |
| | 所得割 | 更正(決定)額 | | | | 加 算 金 | 過少申告 |
| | | 既申告(更正・決定)額 | | | | | |
| | | 差引不足税額等 | | | | | |
| | 付加価値割 | 更正(決定)額 | | | | 重 | 不申告 |
| | | 既申告(更正・決定)額 | | | | | |
| | | 差引不足税額等 | | | | | |
| | 資本割 | 更正(決定)額 | | | | 更正(決定)の根拠法令 | 法人県民税 地方税法第55条、鳥取県条例第44条 法人事業税 地方税法第72条の39、第72条の41、第72条の41の2、鳥取県条例第63条 地方法人特別税 地方法人特別税等に関する暫定措置法第10条 |
| 既申告(更正・決定)額 | | | | | | | |
| 差引不足税額等 | | | | | | | |
| 収入割 | 更正(決定)額 | | | | | | |
| | 既申告(更正・決定)額 | | | | | | |
| | 差引不足税額等 | | | | | | |
| 特別方法 税人 | 更正(決定)額 | | | | | | |
| | 既申告(更正・決定)額 | | | | | | |
| | 差引不足税額等 | | | | | | |
| 計 | 更正(決定)額 | | | | | | |
| | 既申告(更正・決定)額 | | | | | | |
| | 差引不足税額等 | | | | | | |
| 更正(決定)額の算出基礎 | 課税標準額 | | 税率 | 税額 | 法人県民税 | | |
| | 所得割 | 所得金額総額 | 円 | | | 課税標準となる法人税額 | 円 |
| | | 年 万円以下の金額 | | | | 分割法人における課税標準額 | |
| | | 年 万円超 万円以下の金額 | | | | 法人税割額 / 100 | |
| | | 年 万円超の金額 | | | | 道府県民税の特定寄附金税額控除額 | |
| | | 計 | | | | 外国国際会社等に係る控除対象所得税額等相当額 又は個別控除対象所得税額等相当額の控除額 | |
| | 付加価値割 | 付加価値額総額 | | | | 外国法人税等控除額 | |
| | | 付加価値額 | | | | 仮装経理控除額 | |
| | | 資本金等の額総額 | | | | 利子割額控除額 | |
| | | 資本金等の額 | | | | 差引法人税割額 | |
| | | 収入割 | 収入金額総額 | | | | 既還付利子割額納付額 |
| | | 収入金額 | | | | 均等割額算定月数 | 月 |
| | 合計事業税額 | | | | 均等割額 | | |
| | 平成27年改正法附則第8条又は平成28年改正法附則第5条の控除額 | | | | 仮装経理繰越控除額 | | |
| | 事業税の特定寄附金税額控除額 | | | | 利子割額に 関する計算 | 利子割額 | |
| 仮装経理に基づく事業税額の控除額 | | | | 控除した金額 | | | |
| 差引税額 | | | | 控除しきれなかった金額 | | | |
| 仮装経理に基づく過大申告の更正に伴い繰越控除される事業税額 | | | | 既還付利子割額 | | | |
| 地方法人特別税 | 基準法人所得割額 | 円 | | | 既還付利子割額納付額 | | |
| | 基準法人収入割額 | | | | 申告納期限 | 年 月 日 | |
| | 合計地方法人特別税額 | | | | 税務官署処理年月日 | 年 月 日 | |
| | 仮装経理に基づく地方法人特別税額の控除額 | | | | 更正請求書 | 年 月 日 | |
| | 差引税額 | | | | 指定納期限 | 年 月 日 | |
| 仮装経理に基づく過大申告の更正に伴い繰越控除される地方法人特別税額 | | | | | | | |
| 加算金の算出基礎 | 区 分 | | 対応税額 | 率 | 加算金額 | 納付場所 | |
| | 過少申告加算金 | 通常分 | 円 | | 円 | | |
| | | 加算分 | | | | | |
| | 不申告加算金 | 通常分 | | | | | |
| | | 加算分 | | | | | |
| 重 加 算 金 | | | | | | | |

注 「平成27年改正法附則第8条又は平成28年改正法附則第5条の控除額」、「事業税の特定寄附金税額控除額」及び「仮装経理に基づく事業税額の控除額」の内訳を記載した書類を添付すること。

(裏面)

延 滞 金

不足税額については、年 月 日から納付の日までの期間に応じ、税額（1,000円未満の端数があるとき又はその全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。）に対し、年14.6パーセント（この通知書による納期限までの期間又は当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については年7.3パーセント）の割合（各年の特例基準割合（当該年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下同じ。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6パーセントの割合にあっては当該特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあっては鳥取県税条例第9条第1項の表の左欄(1)の同表の中欄オ及びカ並びに同表の左欄(3)の同表の中欄オに掲げる税額については当該特例基準割合、その他の税額については当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とする。）で計算した金額を延滞金として徴収します。

お 知 ら せ

この県税の賦課処分（地方法人特別税に関する処分を含む。以下同じ。）について不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に行政不服審査法第4条の規定により、知事に審査請求をすることができます。審査請求書は、なるべく県税事務所長を経由して提出してください。

また、この県税の賦課処分の取消しの訴えは、この処分についての審査請求に対する判決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、鳥取県を被告として（訴訟において鳥取県を代表する者は知事となります。）、提起することができます。なお、処分の取消しの訴えは、この処分についての審査請求に対する判決を経た後でなければ提起することはできませんが、次の①から③までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する判決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。

- ① 審査請求があった日から3か月を経過しても判決がないとき。
- ② 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
- ③ その他判決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

第 53 号様式の 6 (第 35 条の 6 関係)

県民税利子割更正 (決定) 通 知 書
加 算 金 決 定

次のとおり更正 (決定) したので通知しますから、
太線部分の額を同封の納入書により納入してください。

| | | | |
|---------------|-------------|-------------|------|
| 住所 | | 年 月 日 | |
| 氏名 | | 職 氏 名 | 印 |
| 特別徴収 義務者番号 | 申告納入 営業所 | 通知書番号 | 課税番号 |
| 支払年月 | 年 月分 | 利子等の 種 類 | |

| 区 分 | 課税標準額(支払額) | 税 額 等 | 摘 要 |
|---------------------|------------|-------|-----|
| 更 正 (決 定) 額 | 円 | 円 | |
| 既 申 告 (更 正 ・ 決 定) 額 | | | |
| 差 引 不 足 額 | | | |
| 過 少 申 告 加 算 金 | | | |
| 不 申 告 加 算 金 | | | |
| 重 加 算 金 | | | |

| 加算金の算出基礎 | 過 少 申 告 加 算 金 | | 不 申 告 加 算 金 | |
|----------|----------------|-----------|-------------|---|
| | 対 応 税 額 A | 円 | 対 応 税 額 C | 円 |
| | Aのうち上乗せ加算対象税額B | | 加算金額(C×) | |
| | 加算金額 | | 重 加 算 金 | |
| | 計 | | 対 応 税 額 D | 円 |
| | | 加算金額(D×) | | |

指 定 納 期 限

| | | | |
|-----|--|-------------|-------------|
| 延滞金 | 不足税額については、年 月 日から納付の日までの期間に応じ税額(1,000円未満の端数があるとき又はその全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。)に対し、年14.6パーセント(この通知書による納期限までの期間又は当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については年7.3パーセント)の割合(各年の特例基準割合(当該年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下同じ。)が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合)とする。)で計算した金額 | 更正(決定)の根拠法令 | 地方税法第71条の11 |
| | | | 鳥取県税条例第52条 |

| | | |
|------------------|---|------------------|
| お 知 ら せ | <p>この県税の賦課について不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に行政不服審査法第4条の規定により、知事に審査請求をすることができます。審査請求書は、なるべく県税事務所長を経由して提出してください。</p> <p>また、この県税の賦課処分の取消しの訴えは、この処分についての審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、鳥取県を被告として（訴訟において鳥取県を代表する者は知事となります。）、提起することができます。なお、処分の取消しの訴えは、この処分についての審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することはできませんが、次の①から③までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。</p> <p>① 審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき。 ② 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。 ③ その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。</p> | 納 付 場 所 |
|------------------|---|------------------|

第 53 号様式の 7 (第 35 条の 7 関係)

県民税配当割更正 (決定) 通 知 書
加 算 金 決 定

次のとおり更正 (決定) したので通知しますから、
太線部分の額を同封の納入書により納入してください。

| | | | |
|------|------|----------|------|
| 住所 | | 年 月 日 | |
| 氏名 | | 職 氏 名 | 印 |
| 法人番号 | | 通知書番号 | 課税番号 |
| 支払年月 | 年 月分 | 特定配当等の種類 | |

| 区 分 | 課税標準額 (支払額) | 税 額 等 | 摘 要 |
|---------------|-------------|-------|-----|
| 更正 (決定) 額 | 円 | 円 | |
| 既申告 (更正・決定) 額 | | | |
| 差 引 不 足 額 | | | |
| 過 少 申 告 加 算 金 | | | |
| 不 申 告 加 算 金 | | | |
| 重 加 算 金 | | | |

| | | | | |
|----------|----------------|-------------|-------------|---|
| 加算金の算出基礎 | 過 少 申 告 加 算 金 | | 不 申 告 加 算 金 | |
| | 対 応 税 額 A | 円 | 対 応 税 額 C | 円 |
| | Aのうち上乗せ加算対象税額B | | 加算金額 (C ×) | |
| | 加算金額 | A × | 重 加 算 金 | |
| | | B × | 対 応 税 額 D | 円 |
| | 計 | 加算金額 (D ×) | | |

| | |
|-----------|--|
| 指 定 納 期 限 | |
|-----------|--|

| | | |
|-----|---|--|
| 延滞金 | 不足税額については、 年 月 日から納付の日までの期間に応じ税額 (1,000 円未満の端数があるとき又はその全額が 2,000 円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。) に対し、年 14.6 パーセント (この通知書による納期限までの期間又は当該納期限の翌日から 1 月を経過する日までの期間については年 7.3 パーセント) の割合 (各年の特例基準割合 (当該年の前年に租税特別措置法第 93 条第 2 項の規定により告示された割合に年 1 パーセントの割合を加算した割合をいう。以下同じ。)) が年 7.3 パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年 14.6 パーセントの割合にあっては当該特例基準割合に年 7.3 パーセントの割合を加算した割合とし、年 7.3 パーセントの割合にあっては当該特例基準割合に年 1 パーセントの割合を加算した割合 (当該加算した割合が年 7.3 パーセントの割合を超える場合には、年 7.3 パーセントの割合) とする。) で計算した金額 | 更正 (決定) の根拠法令 地方税法第 71 条の 32 鳥取県税条例第 53 条の 8 |
| | | |

| | | | |
|------------------|---|------------------|--|
| お 知 ら せ | <p>この県税の賦課について不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に行政不服審査法第4条の規定により、知事に審査請求をすることができます。審査請求書は、なるべく県税事務所長を経由して提出してください。</p> <p>また、この県税の賦課処分の取消しの訴えは、この処分についての審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、鳥取県を被告として（訴訟において鳥取県を代表する者は知事となります。）、提起することができます。なお、処分の取消しの訴えは、この処分についての審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することはできませんが、次の①から③までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。</p> <p>① 審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき。 ② 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。 ③ その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。</p> | 納 付 場 所 | |
|------------------|---|------------------|--|

第 53 号様式の 8 (第 35 条の 8 関係)

県民税株式等譲渡所得割更正 (決定)
加 算 金 決 定

通 知 書

次のとおり更正 (決定) したので通知しますから、
太線部分の額を同封の納入書により納入してください。

| | | | |
|------|-------|------|--|
| 住所 | 年 月 日 | | |
| 氏名 | 職 氏 名 | 印 | |
| 法人番号 | 通知書番号 | 課税番号 | |
| | 支払年月 | | |

| 区 分 | 課税標準額(支払額) | 税 額 等 | 摘 要 |
|-------------|------------|-------|-----|
| 特定株式等譲渡所得金額 | | | |
| 更正 (決定) 額 | 円 | 円 | |
| 既申告(更正・決定)額 | | | |
| 差引不足額 | | | |
| 過少申告加算金 | | | |
| 不申告加算金 | | | |
| 重 加 算 金 | | | |

| | | | | |
|----------|-----------------|-------------|-------------|---|
| 加算金の算出基礎 | 過少申告加算金 | | 不申告加算金 | |
| | 対応税額 A | 円 | 対応税額 C | 円 |
| | Aのうち上乗せ加算対象税額 B | | 加算金額 (C ×) | |
| | 加算金額 | A × | 重 加 算 金 | |
| | | B × | 対応税額 D | 円 |
| | 計 | 加算金額 (D ×) | | |

| | |
|-----------|--|
| 指 定 納 期 限 | |
|-----------|--|

| | | | |
|-----|--|---------------|------------------|
| 延滞金 | 不足税額については、 年 月 日から納付の日までの期間に応じ税額 (1,000 円未満の端数があるとき又はその全額が 2,000 円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。) に対し、年 14.6 パーセント (この通知書による納期限までの期間又は当該納期限の翌日から 1 月を経過する日までの期間については年 7.3 パーセント) の割合 (各年の特例基準割合 (当該年の前年に租税特別措置法第 93 条第 2 項の規定により告示された割合に年 1 パーセントの割合を加算した割合をいう。以下同じ。) が年 7.3 パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年 14.6 パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年 7.3 パーセントの割合を加算した割合とし、年 7.3 パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年 1 パーセントの割合を加算した割合 (当該加算した割合が年 7.3 パーセントの割合を超える場合には、年 7.3 パーセントの割合) とする。) で計算した金額 | 更正 (決定) の根拠法令 | 地方税法第 71 条の 52 |
| | | | 鳥取県税条例第 53 条の 16 |

| | | | |
|------------------|---|------------------|--|
| お 知 ら せ | <p>この県税の賦課について不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に行政不服審査法第4条の規定により、知事に審査請求をすることができます。審査請求書は、なるべく県税事務所長を経由して提出してください。</p> <p>また、この県税の賦課処分の取消しの訴えは、この処分についての審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、鳥取県を被告として（訴訟において鳥取県を代表する者は知事となります。）、提起することができます。なお、処分の取消しの訴えは、この処分についての審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することはできませんが、次の①から③までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。</p> <p>① 審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき。 ② 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。 ③ その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。</p> | 納 付 場 所 | |
|------------------|---|------------------|--|

第 57 号様式の 2 (第 39 条の 2 関係)

住 所
氏 名 様

年 月 日
職氏名

印

県たばこ税更正 (決定) 加算金決定通知書

次のとおり更正 (決定) したので通知しますから、太線部分の額を同封の納付書により納付してください。

| | | | | | | | |
|------------------|--|-----------------------|-----------|----------|--------------------|-----------|--|
| 課税番号 | | | | 納税者番号 | | | |
| 実績年月 | | | | 申告書提出年月日 | | | |
| 更正 (決定) の根拠法令 | | | | | | | |
| 本 税 | 区 分 | | | 課 税 | | | |
| | | | | 課税標準 (本) | 税 額 (円) | | |
| | 更正 (決定) 額 ① | 旧 3 級品以外 | | | | | |
| | | 旧 3 級品 | | | | | |
| 既に納付・還付の確定した額 ② | | | | | | | |
| 増減額①-② ③ | | | | | | | |
| 加 算 金 | 区 分 | 対象税額 (円) | 率 (%) | 加算金額 (円) | 既に納付の 確定した額 (円) | 増 減 額 (円) | |
| | 過少申告加算金 | | | | | | |
| | (加重分) | | | | | | |
| | 不申告加算金 | | | | | | |
| | (加重分) | | | | | | |
| 重加算金 | | | | | | | |
| | | | 加 算 金 計 ④ | | | | |
| 指 定 納 期 限 | | 納 入 (付) す べ き 額 ③+④ | | | | | |
| 延 滞 金 | <p>不足税額については、 年 月 日から納付の日までの期間に応じ、税額 (1,000 円未満の端数があるとき又はその金額が 2,000 円未満であるときは、その端数金額又はその金額を切り捨てる。) に対し、年 14.6 パーセント (この通知書による納期限までの期間又は当該納期限の翌日から 1 月を経過する日までの期間については年 7.3 パーセント) の割合 (各年の特例基準割合 (当該年の前年に租税特別措置法第 93 条第 2 項の規定により告示された割合に年 1 パーセントの割合を加算した割合をいう。以下同じ。)) が年 7.3 パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年 14.6 パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年 7.3 パーセントの割合を加算した割合とし、年 7.3 パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年 1 パーセントの割合を加算した割合 (当該加算した割合が年 7.3 パーセントの割合を超える場合には、年 7.3 パーセントの割合) とする。) で計算した金額</p> | | | | | | |
| お 知 ら せ | <p>この県税の賦課について不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して 3 か月以内に行政不服審査法第 4 条の規定により、知事に審査請求をすることができます。審査請求書は、なるべく県税事務所長を経由して提出してください。</p> <p>また、この県税の賦課処分の取消しの訴えは、この処分についての審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内に、鳥取県を被告として (訴訟において鳥取県を代表する者は知事となります。)、提起することができます。なお、処分の取消しの訴えは、この処分についての審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することはできませんが、次の①から③までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。</p> <p>① 審査請求があつた日から 3 か月を経過しても裁決がないとき。</p> <p>② 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。</p> <p>③ その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。</p> | | | | | | |

第 60 号様式 (第 42 条関係)

| | | | | | |
|--------|-----------------------------|--------------------------------|------|------------|------|
| 受 付 印 | ※ 処 理 事 項 | 入力確認 | 精査検算 | 課税番号 | 調定事由 |
| | | | | | |
| 年 月 日 | 特別 徴 収 義 務 者 | 住所 〔法人にあつては、主たる 事務所の所在地〕 | | | |
| | | 氏名 〔法人にあつては、名称及 び代表者の氏名〕 | ① | | |
| | 経 営 施 設 | 所 在 地 | | | |
| | | 名 称 | | | |
| 職 氏名 様 | 電 話 番 号 | 自 宅 | | 経 営 施 設 | |

年 月 ゴルフ場利用税 納入申告書

| 区 分 | 利用人員 ① | 税 率 ② | 税 額 ①×② |
|----------------------------|---|-------|---------|
| 通 常 の 利 用 | 人 | 円 | 円 |
| 特 例 の 利 用 | 年齢 65 歳以上 70 歳未 満の者 | 人 | 円 |
| | ねんりんピック等の出 場選手 | 人 | 円 |
| | 国民体育大会及びその 予選会について指定さ れた練習日における練 習のために利用する選 手 | 人 | 円 |
| | 国民体育大会に準ずる 競技会の出場選手及び その競技会について指 定された練習日におけ る練習のために利用す る選手 | 人 | 円 |
| | 早 朝 ・ 薄 暮 | 人 | 円 |
| | 小 計 | 人 | 円 |
| 非 課 税 の 利 用 | 年齢 18 歳未満の者 | 人 | |
| | 年齢 70 歳以上の者 | 人 | |
| | 障 害 者 | 人 | |
| | 国民体育大会及びその 予選会の出場選手 | 人 | |
| | 学 生 等 | 人 | |
| | 小 計 | 人 | |
| 計 | 人 | 円 | 円 |

第64号様式から第64号様式の3まで、第74号様式、第78号様式及び第79号様式を次のように改める。

第 64 号様式（第 50 条関係）

自 動 車 税 納 税 証 明 書

（継続検査・構造等変更検査用）

証明書番号 第 号

| | |
|-------------------|-------|
| 車 台 番 号 | |
| 登 録 番 号 | |
| 本 証 明 書 の 有 効 期 限 | 年 月 日 |
| 備 考 | |

上記の自動車に係る自動車税は、滞納がないことを証明します。

年 月 日

鳥取県 県税事務所長 印

第 64 号様式の 2 (第 50 条関係)

(鳥取県)

自動車税納税証明書

(継続検査・構造等変更検査用)

年度

| | |
|---------|--|
| 車 台 番 号 | |
| 登 録 番 号 | |

上記の自動車に係る自動車税は、滞納がないことを証明します。

鳥取県 県税事務所長



本証明書の有効期限 年 月 日

この証明書は車検又は構造等変更検査を受ける際に必要となる場合がありますので自動車検査証と共に大切に保管してください。

次のいずれかに該当するものは無効です。

- 1 領収印のないもの
- 2 登録番号欄に*****印があるもの(未納金がある場合)
- 3 訂正されたもの

領 収 日 付 印

(納税者保管)

第 64 号様式の 3 (第 50 条関係)

(鳥取県)

自動車税納税証明書

(継続検査・構造等変更検査用)

年度

| | |
|---------|--|
| 車 台 番 号 | |
| 登 録 番 号 | |

上記の自動車に係る自動車税は、滞納がないことを証明します。

鳥取県 県税事務所長 印

本証明書の有効期限 年 月 日

この証明書は車検又は構造等変更検査を受ける際に必要となる場合がありますので自動車検査証と共に大切に保管してください。

次のいずれかに該当するものは無効です。

- 1 登録番号欄に*****印があるもの(未納金がある場合)
- 2 訂正されたもの

第 74 号様式 (第 64 条関係)

(表 面)

| | | | | | | | | |
|-------------------------------------|---------------------------------|---------------------------------------|------------------------------|---------|---------|---------|---------|--|
| 受 付 印 | | | ※ 処 理 事 項 | 入 力 確 認 | 精 査 検 算 | 課 税 番 号 | 調 定 事 由 | |
| 産業廃棄物処分場税 納入申告書 (年 月分から 年 月分まで) | | | | | | | | |
| 年 月 日 職 氏 名 様 | 特 別 徴 収 義 務 者 | 住 所 〔 法人にあつて は、主たる事 務所の所在地 〕 | | (電話) | | | | |
| | | 氏 名 〔 法人にあつて は、名称及び 代表者の氏名 〕 | | (印) | | | | |
| | | 最 終 処 分 場 | 種 類 | | | | | |
| | | | 所 在 地 | | | | | |
| | | | 名 称 | | | | | |
| 記入した者の氏名 | | | | | | | | |
| 課税標準となる重量 ① | | 税 率 ② | | 税 額 ①×② | | | | |
| トン | | 1,000 円 | | 円 | | | | |
| 納 入 期 限 | | 年 月 日 | | | | | | |

注 1 ※印の欄は、記載しないこと。

2 「課税標準となる重量」欄には、裏面の「課税標準となる重量」欄の数値を記載すること。

(裏 面)

| 課税標準となる重量に関する明細 | | | | | |
|-----------------|---------------------|------------------------------|-------------------|-------------------------------------|--------------------------|
| 産業廃棄物の種類 | 産業廃棄物の重量の計測が困難でないもの | 産業廃棄物の重量の計測が困難なもの | | | 重量の合計 (トン) (ア)+(エ) |
| | 重量 (トン) (ア) | 容 量 (m ³) (イ) | 換 算 係 数 (ウ) | 換 算 して 得 た 重量(トン) (エ)=(イ)×(ウ) | |
| | | | | | |
| 合 計 | | | | | 課税標準となる重量 |
| 備 考 | | | | | |

注 1 「産業廃棄物の種類」欄には、鳥取県税条例施行規則別表の左欄に掲げる産業廃棄物の種類を記載すること。

2 「換算係数」欄には、鳥取県税条例施行規則別表の右欄に定める換算係数を記載すること。

第 78 号様式 (第 68 条関係)

(表 面)

| | | | | | | |
|-------------------------------------|---|-----------------------|---------|---------|---------|---------|
| 受 付 印 | | ※ 処 理 事 項 | 入 力 確 認 | 精 査 検 算 | 課 税 番 号 | 調 定 事 由 |
| | | | | | | |
| 産業廃棄物処分場税 納付申告書 (年 月分から 年 月分まで) | | | | | | |
| 年 月 日 職 氏 名 様 | 納 | 住 所 | (電話) | | | |
| | | (法人にあつては、主たる事務所の所在地) | | | | |
| | 税 | 氏 名 | (印) | | | |
| | | (法人にあつては、名称及び代表者の氏名) | | | | |
| | | 最終処分場 | | | | |
| 務 者 | | 記入した者の氏名 | | | | |
| 課税標準となる重量 ① | | 税 率 ② | 税 額 ①×② | | | |
| トン | | 1,000 円 | 円 | | | |
| 納 付 期 限 | | 年 月 日 | | | | |

注 1 ※印の欄は、記載しないこと。

2 「課税標準となる重量」欄には、裏面の「課税標準となる重量」欄の数値を記載すること。

(裏 面)

| 課税標準となる重量に関する明細 | | | | | |
|-----------------|-------------------------|------------------------------|-------------------|---------------------------------|--------------------------|
| 産業廃棄物の種類 | 産業廃棄物の重量 の計測が困難でないもの | 産業廃棄物の重量の計測が困難なもの | | | 重量の合計 (トン) (ア)+(エ) |
| | 重量 (トン) (ア) | 容 量 (m ³) (イ) | 換 算 係 数 (ウ) | 換算して得た 重量(トン) (エ)=(イ)×(ウ) | |
| | | | | | |
| 合 計 | | | | | 課税標準となる重量 |
| 備 考 | | | | | |

注 1 「産業廃棄物の種類」欄には、鳥取県税条例施行規則別表の左欄に掲げる産業廃棄物の種類を記載すること。

2 「換算係数」欄には、鳥取県税条例施行規則別表の右欄に定める換算係数を記載すること。

第79号様式（第68条関係）

（表 面）

| | | | | | | |
|-------------------------------------|-------------|-----------------------|----------|------------|---------|---------|
| 受 付 印 | | ※ 処 理 事 項 | 入 力 確 認 | 精 査 検 算 | 課 税 番 号 | 調 定 事 由 |
| | | | | | | |
| 産業廃棄物処分場税 修正申告書 （ 年 月分から 年 月分まで） | | | | | | |
| 年 月 日 職 氏 名 様 | 納 税 義 | 住 所 | （電話 ） | | | |
| | | （法人にあつては、主たる事務所の所在地） | | | | |
| | 務 者 | 氏 名 | （印） | | | |
| | | （法人にあつては、名称及び代表者の氏名） | | | | |
| | | 最 終 処 分 場 | | | | |
| | 所 在 地 | | | | | |
| | 名 称 | | | | | |
| | | 記入した者の氏名 | | | | |
| 区 分 | | 課税標準となる重量 ① | 税 率 ② | 税 額 ①×② | | |
| 修正申告 (A) | | トン | 1,000円 | 円 | | |
| 当初申告 (B) | | トン | 1,000円 | 円 | | |
| 修正申告書による納付すべき税額 (A) - (B) | | / | | 円 | | |
| 納 付 年 月 日 | | 年 月 日 | | | | |

注 1 ※印の欄は、記載しないこと。

2 「課税標準となる重量」欄には、裏面の「課税標準となる重量」欄の数値を記載すること。

(裏 面)

| 課税標準となる重量に関する明細 | | | | | |
|-----------------|-------------------------|------------------------------|-------------------|---------------------------------|--------------------------|
| 産業廃棄物の種類 | 産業廃棄物の重量 の計測が困難でないもの | 産業廃棄物の重量の計測が困難なもの | | | 重量の合計 (トン) (ア)+(エ) |
| | 重量 (トン) (ア) | 容 量 (m ³) (イ) | 換 算 係 数 (ウ) | 換算して得た 重量(トン) (エ)=(イ)×(ウ) | |
| | | | | | |
| 合 計 | | | | | 課税標準となる重量 |
| 備 考 | | | | | |

注 1 「産業廃棄物の種類」欄には、鳥取県税条例施行規則別表の左欄に掲げる産業廃棄物の種類を記載すること。

2 「換算係数」欄には、鳥取県税条例施行規則別表の右欄に定める換算係数を記載すること。

(鳥取県収入証紙規則の一部改正)

第3条 鳥取県収入証紙規則(昭和39年鳥取県規則第17号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|---|--|
| <p>(計器による表示に用いる印の印影の形式)</p> <p>第3条の2 鳥取県税条例(平成13年鳥取県条例第10号) <u>第134条の16第1項後段</u>及び第143条後段に規定する証紙代金収納計器による表示(以下「計器による表示」という。)に用いる印の印影の形式は、別表第4のとおりとする。</p> | <p>(計器による表示に用いる印の印影の形式)</p> <p>第3条の2 鳥取県税条例(平成13年鳥取県条例第10号) <u>第134条の16後段</u>及び第143条後段に規定する証紙代金収納計器による表示(以下「計器による表示」という。)に用いる印の印影の形式は、別表第4のとおりとする。</p> |

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成31年1月4日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に作成されている用紙は、第1条及び第2条の規定による改正後の鳥取県税条例施行規則の規定にかかわらず、当分の間、所要の調整をした上で使用することができる。

告 示

鳥取県告示第728号

鳥取県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則（平成16年鳥取県規則第73号）第3条の規定に基づき、情報通信の技術を利用する方法により行わせ、又は行うこととする申請等及び処分通知等を次のとおり定めたので、告示する。

平成30年12月28日

鳥取県知事 平 井 伸 治

| 条例等 | 条項 | 申請等及び処分通知等の内容 | 開始日 |
|------------------------|-------------|---------------|-----------|
| 鳥取県税条例（平成13年鳥取県条例第10号） | 第134条の14第1項 | 自動車取得税の申告 | 平成31年1月4日 |
| | 第144条 | 自動車税の申告 | 〃 |